



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	債権譲渡制限特約の効力に関する比較法的研究（５）
Author(s)	楊，瑞賀
Citation	北大法学論集，72(4)，105-172
Issue Date	2021-11-29
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/83394
Type	departmental bulletin paper
File Information	lawreview_72_4_04_Yang.pdf



債権譲渡制限特約の 効力に関する比較法的研究（５）

楊 瑞 賀

目 次

序 章

第 1 節 問題の所在

第 2 節 本稿の課題

第 3 節 本稿の視点と構成

第 1 章 日本における議論の現状と問題点

第 1 節 伝統的な枠組み

第 2 節 近時における議論の展開 (以上、71巻 6 号)

第 2 章 日本における民法改正の経緯と議論（その 1）

第 1 節 改正法466条 2・3 項の趣旨と改正過程

第 2 節 改正法466条 4 項・466条の 3 の趣旨と改正過程
(以上、72巻 1 号)

第 3 節 改正法466条の 2 の趣旨と改正過程

第 4 節 改正法466条の 6 の趣旨と改正過程

第 5 節 改正法469条の趣旨と改正過程 (以上、72巻 2 号)

第 3 章 日本における民法改正の経緯と議論（その 2）

第 1 節 問題意識

第 2 節 民法（債権関係）部会における議論の推移

第 3 節 民法改正の経緯の与える示唆

第 4 章 日本改正法における債権譲渡制限特約の全体像の分析

第 1 節 問題意識

第 2 節 譲渡制限特約の機能

第 3 節 小括 (以上、72巻 3 号)

第 5 章 債権譲渡制限特約に関する諸外国のルール

- 第１節 中国契約法の考察
 - 第１款 概観
 - 第２款 譲渡制限規定の沿革——中国契約法79条の成立史
 - 第３款 学説の紹介と検討
 - 第４款 裁判例の紹介と検討
 - 第５款 考察
- 第２節 アメリカ法の考察
 - 第１款 コモンローの状況
 - 第２款 統一商事法典における譲渡制限特約の効力
 - 第３款 統一商事法典における債務者保護規定の内容
 - 第４款 考察 (以上、72巻4号)
- 第３節 国際ファクタリング条約の考察
- 第４節 国連国際債権譲渡条約の考察
- 第５節 ヨーロッパ契約法原則の考察
- 第６節 ユニドロフ国際商事契約原則の考察
- 第７節 共通参照枠草案の考察
- 第８節 比較法的に見た日本改正法の位置付け
- 第６章 債権譲渡制限特約効力論の再構成
- 終 章

第５章 債権譲渡制限特約に関する諸外国のルール

第１節 中国契約法の考察

第１款 概観

第１項 債権譲渡のメカニズム

中国法は、民法通則において債務者の同意を要件として債権の譲渡を認めている（民法通則91条・1986年）。民法通則制定以前においては、債権譲渡の民事主体が主に国営企業である故に、法律は国営企業間での相互尊重の問題を考慮して債務者の同意を要件としていた¹。債務者は債

¹ 小口彦太「中国契約法における債権譲渡の基礎的研究」早法90巻2号（2015年）10頁。「中国契約法研究会（2013年3月、早稲田大学）での小口からの質問に対する王成教授の後日の文書での回答」という。

権譲渡を同意しない限り、誰も債務者に新しい債権者を押し付けることができない。そのため債権が譲渡されたとしても、債務者には何らの不利益が生じない。債権の自由譲渡性を認める法体系と比べて、債権譲渡によって債務者の地位を悪化させてはならかいという要請がないと思われる。したがって、民法通則は債権者の交代に伴う不利益から債務者を保護する準則を設けないと決した。

その後、民法通則91条が実質的に廃止され、債権の自由譲渡性が契約法により認められるに至った。すなわち、債権者は、原則的に契約の権利の全部又は一部を第三者に譲渡することができる(契約法79条)²。契約法には、ドイツ民法398条2文のような「新債権者は、契約締結によって旧債権者に代わる」といった類いの文言はないが、解釈上は、譲受人が譲渡人と債権譲渡契約を締結すれば直ちに譲渡人の地位に取って代わるとする³。なお、同一債権が多重に譲渡された場合には、譲受人間の優劣関係は優先性原理に従って解決される。つまり、最初に債権譲渡契約を締結した譲受人が勝つとされる⁴。

ところが、譲渡当事者間で債権が移転したとしても、債務者に通知しない限り、当該債権譲渡は債務者に対して効力が発生しない。日本法は通知をもって債務者対抗要件とするのに対して、中国法はこれをもって債務者に対する効力発生要件とする(契約法80条2項)。しかし、通知を必要とするのは、もっぱら債務者保護の趣旨になることに鑑みると、両者は同一の結果を生ずると考えられる⁵。すなわち、債務者は譲渡通知を受ける前に譲渡人に対してなした弁済その他の免責行為はすべて有効である⁶。その反面として、債務者は譲渡通知を受ける後に譲受人に弁済しなければならないことになる。これは、債務者が債権譲渡を認めなくとも、債務者に新しい債権者を押し付けることができる、という意味で

² 中国契約法の翻訳として、小口・前掲注1)があり、参照した。

³ 韓世遠『契約法総論(第4版)』(法律出版社、2017年)607-608頁。

⁴ ハイン・ケッツ(潮見佳男ほか訳)『ヨーロッパ契約法I』(法律文化社、1999年)516頁。

⁵ 我妻栄『中華国民民法 債権総則』(中華國法制研究會、1933年)396頁参照。

⁶ 韓・前掲注3)616頁。

ある⁷。したがって、債権者の交代による不利益から債務者を保護する準則が不可欠となるのである⁸。

第２項 債務者保護規定の内容

契約法は、債権譲渡に関与しない債務者を保護するために、次のような債務者保護規定を設けている。

第１に、債務者は、債権譲渡の通知を受けるまでに譲渡人に対する抗弁を譲受人に対しても主張することができる（契約法82条）。「債権譲渡の通知を受けるまでに譲渡人に対する抗弁」という要件は、緩やかに解されている。つまり、譲渡の通知を受けた時点で抗弁の事実がすでに発生していることを必要とせず、抗弁の発生原因又は抗弁の発生基礎がこの時点で存在していれば足りる。例えば、譲渡された債権を発生させる契約に関しては、「譲渡人の債務不履行」又は「目的物の瑕疵」が譲渡の通知を受けた時点までに生じていれば、債務者は譲渡の通知を受けた後に契約を解除することができる⁹。その反面として、「譲渡人の債務不履行」が譲渡通知までに生じていなければ、債務者はこれによる抗弁を譲受人に対抗することができない。つまり、債務不履行がされるかもしれないとの単なる抽象的可能性が譲渡通知の時点で存在していたというだけでは足りない¹⁰。

第２に、債務者が債権譲渡の通知を受けたとき、譲渡人に対して債権を有し、且つその債権が譲渡された債権の弁済期より先に、あるいは同時に到来する限り、債務者は譲受人に対して相殺を主張することができる（契約法83条）¹¹。これは、両債権の弁済期に関する規定をおく一方、

⁷ ハイネ・ケッツ・前掲注４）519頁。

⁸ ハイネ・ケッツ・前掲注４）519頁。

⁹ 韓・前掲注３）617頁。韓世遠は、その本で椿寿夫＝右近健男『ドイツ債権法総論』（日本評論社、1988年）352頁、林良平ほか『債権総論（改訂版）』（青林書院、1982年）452頁、奥田昌道『債権総論（増補版）』（悠々社、1992年）441頁、本城武雄＝宮本健蔵『債権法総論（第２版）』（嵯峨野書院、2001年）204頁を引用しており、日本法の影響を受けたとみられる。

¹⁰ 潮見佳男『新債権総論Ⅱ』（信山社、2017年）433頁参照。

¹¹ 中国民法典は契約法83条の規律を維持する同時に、同一の契約から発生す

債務者の譲渡人に対して有する債権の発生時期を定めており、債務者の保護を制限している。債務者は、譲渡の通知を受けた後に取得する債権による相殺をもって譲受人に対抗することができるかは問題である。この問題に対して、これまでの学説は債権の発生時期によって検討する傾向が強く見られる¹²。同じ論点について海外に目を向けると、債務者に広く相殺を認めるという考え方が国際的に有力になりつつある。例えば、国連国際債権譲渡条約において債務者は原因契約又は同一の取引の一部である他の契約に基づく債権による相殺をもって譲受人に対抗することができる。また、ヨーロッパ契約法においては、債務者は譲渡された債権と密接に関連する債権による相殺をもって譲受人に対抗することができる。債務者の相殺利益は中国ではどのような形で保護されているかは検討する必要がある。

第3に、債務者は、債権者が不明である場合には、供託によって免責される（供託公証規則5条）。これによって、債務者は債権譲渡の有無及びその効力発生に疑問がある場合には、債権者を確知することができないことを理由に供託することができる¹³。供託公証規則には、日本現行民法495条のような「弁済者が過失なく債権者を確知することができない」といった類いの文言はないが、解釈上は債権者不確知が債務者の過失に基づく場合に、債務者は供託することができないとする¹⁴。債務者にとっては、自分の債権者が誰であるかを調査する必要がある。この調査に手落ちがあれば、供託しても免責されない。

以上のように、債権譲渡に関与しない債務者を保護するために、中国

る債権間の相殺を認めている（549条）。ただし、同一の契約から発生する債権ではなく、異なる契約から発生する債権による相殺の利益は、中国法ではどのような形で保護されるかは、今後に残された課題である。加えて、同一の契約の意義及び想定される場面を明らかにする必要がある。

¹² 韓・前掲注3）618頁。

¹³ 韓・前掲注3）719頁。

¹⁴ 韓・前掲注3）719頁。「いわゆる債権者不確知は、弁済者が善意管理人の注意を払っても（無過失）、債権者が誰であるかを確知することができないことを指す。」という。

法は詳細な債務者保護規定¹⁵を設けている。このような規定で十分に保護されていない債務者は、債権者との合意で債権譲渡を禁止又は制限することにより、自衛措置を講じることができる¹⁶。ここでの問題は、中国法では譲渡制限特約に込められている意味はいったい何かにある。

第３項 譲渡制限特約の効力

中国契約法79条は、その本文において「債権者は契約の権利の全部又は一部を第三者に譲渡することができる」とし、そのただし書において「当事者の約定により譲渡することができないもの」はこの限りではないとしている¹⁷。契約法79条本文とただし書を合わせて読んでみると、ただし書は、債務者が弁済の相手方を当初の債権者に固定したい場合には、その意思を尊重することで、当事者間に自由な法形成の権限を与えたのである¹⁸。そして、ただし書は、債務者は譲渡制限特約をもって第三者に対抗することができることを前提とするものである。もし特約は第三者効がないとするならば、当事者間でその旨とりきめば足るのであって、わざわざただし書を設けるまでもない¹⁹。かようなわけで、中国契約法は譲渡制限特約に第三者効を認めているとみることができる。

実務的に大切な問題としては、譲渡制限特約の善意の第三者への対抗の可否である。契約法には、日本改正前法466条２項ただし書にいう「そ

¹⁵ 中国契約法では、従来は「原因契約の変更」に関する規定がなかったところ、民法典では初めて原因契約変更の第三者効を認めるにいった。すなわち、原因契約の変更等が合理的な理由で行われた場合には、譲渡通知後であったとしても、それは譲受人に対して効力を有する（民法典765条）。

¹⁶ ハイン・ケッツ・前掲注４）509頁参照。

¹⁷ 中国民法典は、金銭債権一般につき譲渡制限特約を第三者に対抗できないものとする立場を採用している（545条２項後段）。譲渡制限特約付債権が譲受人に移転するという点で、中国法も日本法も一致している。ただし、悪意又は重過失の第三者との関係においても譲渡制限特約の効力を否定した点が、中国法の特色である。

¹⁸ 石田剛『債権譲渡禁止特約の研究』（商事法務、2013年）123頁参照。

¹⁹ 奥田昌道ほか『民法学４ 債権総論の重要問題』（有斐閣、1976年）279-280頁〔米倉明執筆〕参照。

の意思表示は、善意の第三者に対抗することができない」のような文言はないが、従来の学説は、譲渡制限特約は善意の第三者に対抗することができないとする傾向が強く見られる²⁰。というのは、譲渡制限特約の存在を知らずに特約付債権を譲り受けた譲受人の利益を保護する必要があるからである。これに対して、裁判例は善意の第三者保護より当事者間の約定を重視するという傾向が見られる²¹。つまり、第三者が譲渡制限特約の存在につき善意であっても特約を対抗することができるとする。ただし、注目すべきは、一部の裁判例は第三者の善意・悪意について言及しており、善意の第三者に対して譲渡制限特約を対抗することができないとするということである²²。

以上のように、中国法では譲渡制限特約付債権の譲受人について、特約に基づいて一定の制約がなされている。問題は、譲渡制限特約の第三者への対抗を認める場合に、第三者にいかなる制約を及ぼすべきかである。これは譲渡制限特約の効力の問題である。譲渡制限特約の効力を考察する際に、特約によって追求されている利益を緻密に考慮する必要がある同時に、債務者保護規定の中で譲渡制限特約を位置づけることが求められる。そこで、次款で債権譲渡制限規定の沿革にさかのぼることにする。

第2款 譲渡制限規定の沿革——中国契約法79条の成立史

第1項 前史

中国では、譲渡制限特約という法形像の萌芽は、20世紀50年代に見出すことができる。第1回民事立法の成果として完成された民法草案には譲渡制限特約に関する規定がある。債篇通則51条1項において「債権者

²⁰ 胡康生編『中華人民共和国契約法釈義』（法律出版社、1999年）132頁、李永軍『契約法（第3版）』（中国人民大学出版社、2012年）182頁、崔建遠編『契約法（第6版）』（法律出版社、2015年）173頁〔申衛星執筆〕、韓・前掲注3）719頁。

²¹ 小口・前掲注1）37頁。小口彦太は、その論文で（2013）一中民終字第2214号及び（2011）蘇商外終字第0072号を取り上げている。両裁判例いずれも、譲受人の主観態様に言及していない。

²² （2017）湘06民終54号、（2017）浙01民再2号、（2015）冷民二初字第1340号、（2014）費商字初字第604号、（2013）順民初字第10378号など。

は、その債権を第三者に譲渡することができる。ただし、法定、約定又は債権の性質によって移転することができないものは、この限りではない。」と定められている²³。これは、原則として現行契約法79条と同様に債権の自由譲渡性を承認し、例外的に譲渡制限特約を承認するとする。ただ、注意すべきは、同草案は善意の第三者保護について全く言及していないことである。また、債務者保護規定が設けられていないことである²⁴。同草案は、詳細な債務者保護規定を定めていないが、譲渡制限特約により債務者は債権者の交代による不利益を避けることができる仕組みになっている。具体的には、債務者は相殺の利益を確保するために、譲渡制限特約を結んだときは、これをもって譲受人に対抗することができる。同草案において、譲渡制限特約は債務者保護規定の欠如をカバーする機能を果たしている。

20世紀60年代、第2回民事立法の成果として作成された民法草案には、債権譲渡に関する規定がない。80年代に入ると、第3回民事立法の作業は始まった。1982年に公表された民法草案は、債権譲渡につき次のように規定する。「当事者の一方は、その有する請求権又は負う履行義務を第三者に譲渡することができる。ただし、一身に専属する権利義務を譲渡することができない。権利の譲渡は相手方に通知しなければならない。義務の譲渡は、相手方の同意を得なければならない。そうでなければ、譲渡はその効力が生じない。契約が国家計画に基づいて締結された場合に、権利又は義務を譲渡するときは、計画の主管機関の批准を経なければならない。」(156条)²⁵。これは、50年代の民法草案と同様に債権の自由譲渡性を認めていた。そして、債権が譲渡された事実を債務者に通知すると、当該譲渡は債務者に対して効力が生ずる。ここで注意すべきは、50年代の民法草案は債務者保護規定を設けない代償として、譲渡制限規定

²³ 何勤華＝李秀清＝陳頤編『新中国民法典草案総覧（増補版・上巻）』（北京大学出版社、2017年）190頁。

²⁴ 同草案51条3項においては、債権者の通知義務が定められている。「債権者は、その債権を移転するときは、債務者に通知しなければならない。何勤華ほか・前掲注23）190頁。

²⁵ 何勤華＝李秀清＝陳頤編『新中国民法典草案総覧（増補版・中巻）』（北京大学出版社、2017年）1311頁。

を置き、債務者を債権者の交代による不利益から保護するのに対して、80年代の民法草案には債務者保護規定と譲渡制限規定いずれも見られないということである。債務者保護より譲渡人の利益を重視すると見ることができる。

80年代の民法草案を基にして作成された民法通則は、債権譲渡につき次のように規定する。「契約の一方当事者が契約上の権利、義務の全部又は一部を第三者に譲渡する場合、契約の相手方の同意を得なければならない、且つ利益を貪ってはならない。法律の規定により国家の承認を受けなければならない契約は、原承認機関の承認を受けなければならない。ただし、法律に別段の規定があるか、あるいは原契約に別段の約定があるときは、この限りでない。」(91条)。これによって、債権が債務者の同意なくして譲渡することができないことになる。譲渡制限特約は、論理的に債権の自由譲渡性が認められていることを前提するから、そのような前提を欠く民法通則にはそもそも問題にならなかった²⁶。

第2項 契約法の立法過程

民法通則が実施されてから、市場経済が次第に進展することに伴って、契約法の起草は検討の俎上にのぼった。契約法の起草過程において最も起草段階の代表性を備えているのは、いわゆる「契約法試擬稿」、「契約法意見徴集稿」、「契約法草案」である。²⁷そこで以下では、契約法の起草過程における提案を確認することにする。

契約法試擬稿(1995年1月)は、債権の自由譲渡性を承認すると同時に、詳細な債務者保護規定を定めている。第1に、債務者は譲渡の通知を受ける前に譲渡人に対する法律行為が有効である(80条4項)。第2に、債務者は譲渡の当時に譲渡人に主張することができる抗弁をもって譲受人に主張することができる(82条1項)。第3に、債務者が債権譲渡の通知を受けたとき、譲渡人に対して債権を有し、且つその債権が譲渡された債権の弁済期より先に、あるいは同時に到来する限り、債務者は譲

²⁶ 石田・前掲注18) 130頁参照。

²⁷ 于敏(円谷峻校閲)「中国民法典(草案)の立法過程について」横浜国際経済法学14巻2号(2005年) 77頁。

受人に対して相殺を主張することができる（82条2項）。第4に、債務者は債権の分別譲渡によって増加した費用を譲渡人に対して請求することができる（84条）。第5に、債務者は譲渡人との合意で債権の譲渡を禁止又は制限することができる（76条1項1号）。譲渡制限特約も債務者の利益保護をはかる債務者保護規定の1つなのである²⁸。ただし、債務者は譲渡制限特約をもって善意の第三者に対抗することができない（同条2間）。ここでの問題は、譲渡制限特約によって確保されている利益はいったい何かにある。

契約法意見徴集稿（1997年5月）は、債権譲渡につき次のように規定する。「債権者は、その契約の権利の全部又は一部を第三者に譲渡する場合に、債務者に通知しなければならない。ただし、取引の慣習に照らして通知を必要としないときは、この限りではない。債権者はその権利を譲渡するとき、債務者の負担を増やしてはならない。債務者の負担を増やすとき、債務者の同意を得なければならない。」（55条）。これは、原則として債権の自由譲渡性を承認しており、債権譲渡により債務者の負担が増加する場合には債務者の同意を要件とするものである。債権譲渡について、債務者の同意を要件とする提案は、債務者に債権譲渡の過程に参加するための権限を与えたのである。このような提案を採用する場合には、いかなる場合に債権譲渡が債務者の同意を得なければならないかは問題となる。また、契約法意見徴集稿55条にいう「債務者の負担」の意味も問題とされる。これは、単なる履行負担であるなら、あえて債務者の同意を要件とする必要がない。債権者の交代による履行負担の増加から債務者を保護するためには、債務者の行為準則を明確化することが考えられる。債権譲渡による増加費用を債権者側に請求することができる旨を明示することも考えられる。²⁹しかし、「債務者の負担」を履行負担に限定しておく、債務者の譲渡人に対する相殺の抗弁を譲受人に主張することができるかは問題となる。かかる債務者の利益を念頭において、「債務者の負担」を債権者の交代による不利益に拡張して解釈す

²⁸ 石田・前掲注18) 121頁参照。

²⁹ 民法（債権法）改正検討委員会『詳解・債権法改正の基本方針Ⅲ——契約および債権一般（2）』（商事法務、2009年）312-313頁参照。

ると、債務者がより一層保護されることになる。いずれにせよ、債務者にとっては債権者の交代によっていかなる不利益が生ずるかに関してより一層立ち入った検討が必要である。

契約法草案(1998年8月)は、契約法意見徴集稿の基本的な立場と異なり、原則的に債権の自由譲渡性を承認し、例外として譲渡制限特約を承認している(81条)。また、債権譲渡に関与できない債務者の利益を保護するためには、次のような詳細な債務者保護規定を定めている。第1に、債権譲渡は債務者に通知しなければ、債務者に対して効力が生じない(82条2項)。第2に、債務者は譲渡通知を受けるときに譲渡人に対して生じた抗弁をもって譲受人に対抗することができる(84条)。第3に、債務者は譲渡通知を受けるときに譲渡人に対して弁済期の到来する債権を有していた場合には、当該債権による相殺の抗弁を譲受人に対抗することができる(85条)。

上記の契約法草案の規定に対しては複数の批判が示された。まず、第1の規定についてある論者は、「本条第(二)項の規定には不備がある」と指摘する。その理由として、「一般に、当事者は契約の権利が譲渡することができないということを約定したときは、その意思に従う。しかし、当事者の約定は、単なる内部関係の一種に属しており、善意の第三者はこれを知ることができない。取引における善意の第三者の合法権益を保護するためには、当該約定を制限すべきである」と挙げられている。さらに、「前項第(二)項の規定は、善意の第三者に対抗することができない。」との規定を別途設ける必要があるとする。³⁰また、第3の規定について、「本条の規定により債務者の主張できる相殺の範囲はあまりにも限定され、契約法上の私的自治原則に悖る」との指摘があった。同条を次のように変更すべきであるとする。すなわち、「債務者が譲渡の通知を受ける当時、譲渡人に対して債権を有する場合において、その債権の弁済期が譲渡された債権より先に又はこれと同時に到来することは、債務者は譲受人に対して相殺を主張することができる」。³¹さらに、債権

³⁰ 北京大学法律学系民法教研室「关于統一契約法草案的修改建議」中外法学第1期(1999年)97頁。

³¹ 北京大学法律学系民法教研室・前掲注30)98頁。

の譲渡によって増加した履行の費用については、「草案では当該費用の負担主体は不明であり、債務者の利益保護に不利である」との指摘がされた。「債権者は、債権の譲渡によって増加した債務者の履行費用を負担しなければならない。」との規定を別途設ける必要があるとする。³²

第3項 小括

以上、債権譲渡制限規定——契約法79条の立法過程を概観したが、一覧表にすると次のようになる。

		債権の自由 譲渡性	債務者保護規定
前史	50年代の民法草案	○	通知前譲渡人への弁済有効 譲渡制限特約
	60年代の民法草案	○	通知前譲渡人への弁済有効
	80年代の民法通則	×	債務者同意規定
契約法 の立法 過程	1995年の契約法試 擬稿	○	通知前譲渡人への弁済有効 債務者の抗弁権及び相殺権 増加した履行費用の譲渡人負担 譲渡制限特約＋善意譲受人保護
	1997年の契約法意 見徴集稿	○(?)	債務者同意規定
	1998年の契約法草 案	○	通知前譲渡人への弁済有効 債務者の抗弁権及び相殺権 譲渡制限特約

契約法の立法過程の追跡から次のようなことが明らかとなった。第1に、譲渡制限特約は、債権の自由譲渡性という原則の上に築かれたものである。20世紀80年代の民法通則は、債権の自由譲渡性に否定的であり、譲渡制限特約に関する規定を設けないと決した。また、1997年の契約法意見徴集稿は、債権の譲渡が債務者の負担を増やさないことを前提に、債権の自由譲渡性を承認した。ただし、このようなことを前提とする法制は、債権の自由譲渡性を認めない法制の一種として位置づけられる。

³² 北京大学法律学系民法教研室・前掲注30) 98頁。

債権の自由譲渡性が公認されていない法制では、債権譲渡の禁止又は制限を検討する意味がない。というのは、このような法制は、債務者に債権譲渡に参加するための権限を与えていたからである。第2に、譲渡制限特約は、その他の債務者保護規定と密接に関連している。50年代の民法草案は、譲渡制限特約を承認したが、その他の債務者保護規定を定めていなかった。詳細な債務者保護規定を定めている法制と比べて、同草案では譲渡制限特約は債務者保護規定の欠如をカバーする機能を果たすといえよう。譲渡制限特約は、債務者の利益を保護するためのものである以上、債務者保護に必要な範囲内でその効力を認めておけば十分であり、あえて譲渡制限特約をもって譲渡の効力を否定する必要がないかもしれない。なお、1998年の契約法草案は、債務者の抗弁権及び相殺権に関する規定を定める同時に、譲渡制限特約を承認している。譲渡制限特約を通じて債務者の利益を確保する必要性が生じるのは、かかる規定によってカバーされない場面である。第3に、譲渡制限特約の効力に関しては、特約の善意の第三者への対抗可否についてふれておかねばならない。50年代の民法草案は、譲渡制限特約を承認したが、第三者の主観態様について全く言及していない。1995年の契約法試擬稿は、譲渡制限特約を承認する同時に、特約が善意の第三者に対抗することができないと定めている。しかし、1998年の契約法草案には、譲渡制限特約は善意の第三者に対抗することができないという文言はない。起草者は、第三者保護より当事者の意思を重視すると推測される。それにもかかわらず、中国法では、譲渡制限特約の善意者への対抗の可否について検討を要する。

第3款 学説の紹介と検討

第1項 学説の展開過程

展開過程は、2つの時代に区切られる。第1は1980年代から1990年代まで、第2は2000年代以降、である。

1 1980年代から1990年代まで

民法通則制定直後に、債権譲渡（同法91条）に触れる論文があった。それらは、「債務者同意規則」に着目しており、債務者の意思自由（債権譲渡への同意自由）を制限する傾向が見られる。譲渡制限特約はほとんど注目されなかった。すでに紹介したように、民法通則は、債務者に債

権の譲渡に参与するための権限を与えたのである。つまり、債権の譲渡は、債務者の同意を得なければならない。そうでなければ、債権譲渡はその効力が生じない。このような法制のもとでは、債務者は任意に債権譲渡の効力を否定する権限を持っている。債権譲渡の有用性に鑑み、債務者の意思をできる限り制限する方向で民法通則91条を解釈すべきであるとの指摘がなされた³³。債務者の意思制限をめぐる次のような2つのアプローチが示されていた。

第1は、「債務者同意」の方式を緩和するのである。すなわち、「債務者同意」の表示は、黙示であってもかまわない。「債権譲渡人又は譲受人は譲渡の事実を債務者に通知した後、債務者は反対を表示したり異議を唱えたりしたいときは、合理の期間内に為さなければならない。その期間内にしないときは、黙示とみなす」³⁴。第2は、「債務者の同意」を債権譲渡に異議を唱える権利とみなすのである³⁵。具体的には、「債権譲渡について、債務者は情理及び社会一般見解により認められる反対理由を唱える場合には、債権譲渡は債務者の同意を得なければ効力が生じない」。これに対して、「債務者は正当異議を唱えない場合には、債権譲渡は一旦債務者に通知されると、債務者の同意を得なくても効力が生ずる」。ここでの問題は、いかなる場合において債権譲渡は債務者の同意を得なければならないということにある。その当時の学説によると、次のような場合において債権譲渡は債務者の同意を得なければならない。すなわち、①「債務者は譲渡人に対して同種の債権を有し、且つ当該債権の弁済期は譲渡された債権より先に又はこれと同時に到来する場合には、債務者はその時相殺を主張することができる」という場合である。債務者の相殺権に関する規定を定めている法制と比べて、民法通則のもとでは「債権譲渡は、債務者の同意を要件とする」という方式で債務者

³³ 張説「債的移転及其要件」法学研究第3期（1990年）96頁。

³⁴ 王家福ほか編『中国民法学・民法債権』（法律出版社、1991年）77頁。

³⁵ 張・前掲注33）96頁、王家福ほか・前掲注34）77頁、王旭光「論契約權利讓與的若干基本問題」河北法学第2期（1995年）20頁、王利明「統一契約法制訂中の若干疑難問題探討（下）」政法論壇第4期（1996年）56頁。

の相殺利益が保護される³⁶。②「債務者は譲渡人に対して他種の債権を有し、あるいは同種の債権を有しても、その弁済期は譲渡された債権より後に到来する。この場合において、債務者は相殺を主張することができない」という場合である。③「債権譲渡により債務者に対して不利又は不便を来す」という場合である。④「債務者と債権譲受人との間に感情のもつれがある」という場合である³⁷。これらは、債務者を保護する範囲で債務者に債権譲渡の効力を否定する権限を認めるものである。債権者の交代に伴う不利益に着目して債権譲渡の債務者に対する効力を規律すべきであるという発想は示唆に富む。

2 2000年代から現在に至るまで

契約法の頒布によって民法通則91条が実質的に廃止された。債務者に対する譲渡の通知を必要とする契約法において、債権譲渡に対する債務者の同意まで必要としていない。契約法は、債務者に債権譲渡に参与するための権限を与えていないが、債務者はその債権者との譲渡制限特約によって債権譲渡に参与するための権能を留保することができる。契約法が成立するせいか、学説も譲渡制限特約の効力を意識し始めた。

第2項 学説の現状

1 債権的効力説

申衛星が代表的論者である。彼は、1999年の教科書で「譲渡制限特約は、債権的効力しかを有せず、且つ公示性を有しないため、特約の当事者間で効力を有するにとどまり、特約の存在につき善意である譲受人に対しては、信頼が保護されるべきという法律精神に基づいて譲受人が契約の権利を取得できると認めるべきである」と説く。また、譲受人が譲渡制限特約の存在を知りながら、譲渡された債権を譲り受けた場合には、「当該債権譲渡契約は無効である」と説く³⁸。これは、日本民法及び台湾民法

³⁶ 王家福ほか・前掲注34) 77頁は、立法例としてドイツ民法406条、スイス債務法169条2項、台湾民法296条2項を取り上げている。

³⁷ 張・前掲注33) 96頁、王家福ほか・前掲注34) 77頁。

³⁸ 崔建遠編『新契約法原理與案例評釋』（吉林大学出版社、1999年）394-395頁〔申衛星執筆〕。

の影響を受けて私的自治と取引の安全とのバランスをとろうとするものである³⁹。しかし、この説には、不明確な点もある。すなわち、誰が譲渡制限特約を援用することによって譲渡の無効を主張することができるかが明らかではない。

彼は、より後の教科書では、「譲受人が善意である場合には、債権譲渡契約⁴⁰が有効である。すなわち、債権者と債務者がした譲渡制限特約は、善意の譲受人に対抗することができない。譲渡された債権の弁済期が到来したとき、譲受人が債務者に対して請求することができる。しかし、債務者は譲渡人に対して債務不履行に基づく損害賠償を請求することができる。譲受人が悪意である場合には、債務者は抗弁を主張しないときは、譲渡人と譲受人がした債権譲渡契約が有効である。債務者は、譲受人が悪意であるという抗弁を主張し、債権譲渡契約が無効であると主張したときは、その主張が認められるべきである」と説く⁴¹。これによって、債務者は悪意の抗弁によりその譲渡行為の無効を主張することができる。ただし、債務者以外の第三者は譲渡制限特約の効力を主張することができるかは必ずしも明らかではない。

他に日本改正法を参照する馮潔語の論文は、契約法79条の解釈論に債権的效果説の導入を検討するに値すると説く。日本改正法の規律については、「譲渡制限特約が締結されたとしても、債権譲渡は有効である。ただ、債務者は特約をもって譲受人に対抗することができる」ことが紹介されても、具体的に債務者は特約の効力に基づいて譲受人にいかなる制約を及ぼすことができるかということにはまったく言及されていない。⁴²なお、馮潔語は、その後の論文では、『Schweizer Obligationenrecht 2020』164条を参照して契約法79条2項を「当事者は債権の譲渡を禁止する旨の約定をしたときであっても、債権の譲渡は、その効力を妨げられ

³⁹ 同書395頁では日本民法及び台湾民法の規定を参照していることを自認する。

⁴⁰ 日本法では、債権譲渡は準物権行為であるとされている。申衛星は、中国法は物権行為の理論を採用しないことを理由に、債権譲渡契約を債権売買契約のような債権契約と位置づける。崔・前掲注20) 173頁〔申衛星執筆〕。

⁴¹ 崔・前掲注20) 173頁〔申衛星執筆〕。

⁴² 馮潔語「禁止債権譲與特約的效力論——對繼受日本學說的反思」甘肅政法學院學報第3期（2016年）79-80頁。

ない」に改めるべきであると指摘する⁴³。このような提案が妥当とすると、譲渡制限特約は、特約の当事者間で効力を有するにとどまり、第三者には善意・悪意を問わず対抗することがなくなる。

2 相対的無効説

現行ドイツ民法は、その399条で譲渡制限特約の第三者効を認めていたが、その後、この条文をめぐる論争されたのは、債権的効力説と物権的効力との争いではなく、物権的効力説の枠内での争い、すなわち、譲渡無効を誰もが主張できるとする絶対的無効説と債務者のみが主張できるとする相対的無効説との争いであった⁴⁴。中国では、ドイツ法の影響を受けて相対的無効を支持する論文が見られる。

韓世遠は、譲渡制限特約の効力について「譲受人が悪意であり、又は善意・過失である場合には、その時の債権が譲渡性を有せず、物権的効力説を採用すべきである。債権譲渡は相対的無効であり、すなわち、債務者だけ当該譲渡が無効であると主張することができる」と説く⁴⁵。相対的無効説のもとでは、特約付債権が譲渡されたとしても、譲渡当事者・第三者関係では有効であるが、債務者はそのような譲渡をなかったものとして行動することができる。譲渡制限特約に強い効力を認める絶対的無効説と比べて、特約の効力が制限されたが、債務者の利益保護が後退するわけではない。相対的無効説は債務者保護に必要な範囲に譲渡制限特約の効力を認めたものと位置づけることができる。

莊加園は、譲渡制限特約の絶対的効力に対して批判的であり、解釈論として相対的無効説を採り、立法論としてはドイツ商法345条aの効力構成を採るべきであるとする。⁴⁶譲渡制限特約に違反する債権譲渡の効

⁴³ 馮潔語「禁止債権讓與特約——比較法的經驗與啟示」法商研究第5期（2018年）191頁。

⁴⁴ 池田清治「債権の流動化と譲渡禁止特約の効力」北海道大学法学研究科高等法政教育研究センター報告書2（2002年）72頁。

⁴⁵ 韓世遠『契約法総論（第3版）』（法律出版社、2011年）469-470頁。韓・前掲注3）605頁。

⁴⁶ 莊加園「禁止債権讓與約定の效力模式解析——以德國商法典第354a條的法教義學分析為基礎」『為民法而鬥爭——梁慧星先生七秩華誕祝壽文集』（法律出版社、2014年）627頁以下。

力について、相対的無効説を採用するという点では莊加園も韓世遠も一致している。ただ、両者は、善意者保護の要否という点で違いを見せている。韓世遠は、譲受人の譲渡制限特約の存在に対する認識又は認識可能性を分水嶺として債務者の譲渡無効の主張可否を決定する⁴⁷。この見解のもとでは、債務者は善意の譲受人に対して譲渡無効を主張することができない。これに対して、莊加園は譲受人の善意・悪意を問わず、債務者が譲受人に対して譲渡無効を主張することができるとする⁴⁸。譲受人の主観態様によって譲渡無効の主張可否が左右されるような考え方は、債務者の予測可能性が確保されないから、経済制度として中途半端であるとも言えるところであり、その意味では後者の立場は合理的割り切った制度であると評価することができる⁴⁹。しかし、中国の実務では、譲渡制限特約を善意者に対抗できないという準則を採用する裁判例がある。債務者保護の要請に関する実務把握をしない限り、直ちにドイツの相対的無効説を導入することに躊躇を禁じ得ない。

3 債権の種類を基準としての法律効果の細分化

譲渡制限特約の効力をめぐって、黃斌は、民事債権の譲渡と商事債権の譲渡とを区別している。⁵⁰民事債権の譲渡について、日本民法及び台湾民法の規定を参照して譲渡制限特約を善意の第三者に対抗することができない旨の規定を別途設けるとする。商事債権の譲渡について、アメ

⁴⁷ 日本では、悪意・重過失の譲受人にのみ特約を対抗できるとする現行法の基本的な枠組みを維持しながら、相対的無効説の導入を検討する論文がある。石田・前掲注18) 224頁以下。

⁴⁸ 莊加園は、譲渡制限特約を善意者に対抗できないという準則に批判的であり、その理由は次のとおりである。①善意又は悪意を判断する基準は存在しない。②このような準則を採用しても、譲渡制限特約に違反する債権譲渡の効力は画一的ではない。莊・前掲注46) 640-641頁。莊加園「契約法第79條（債権讓與）評註」法學家第3期（2017年）第170-171頁。馮潔語「論禁止債權讓與特約的教義學構造」清華法學第4期（2017年）137-138頁も実質的に莊加園に従うものである。

⁴⁹ 赫高規「債權讓渡禁止特約と債權法改正」NBL987号（2012年）15頁参照。

⁵⁰ 黃斌「國際保理業務中應收賬款債權讓與的法律分析」清華大學學報（哲學社會科學版）第2期（2006年）。

リカ統一商事法典及び国連国際債権譲渡条約の規定を参照して譲渡制限特約を第三者に対抗することができないとする。その典型例とした想定されていたのは、供給者からファクターに対する債権譲渡の場合である。この場合において、「個々の契約に譲渡禁止条項が含まれているかどうかを判断するために、ファクターが何百にも及ぶかもしれない契約を綿密に調査することは、とうてい期待できない」⁵¹。譲渡制限特約の第三者効を肯定することは、ファクターにとっては酷であるかもしれない。

ところが、商事債権の譲渡について、譲渡制限特約の第三者効を否定する場合には、これまで譲渡制限特約によって保護されている債務者の利益がどのように保護するかは問題となる。この点に関しては、黄斌は当該見解が債務者に実質的な負担及び不公平を来すわけではないと説く。その理由としては、①「商事契約の履行過程において譲渡人の債務不履行が発生した場合には、債務者は譲渡人に対して生じた抗弁をすべて譲受人に主張することができる」こと、②「債権譲渡により増加した履行の費用について、譲渡人が当該費用を負担する旨の規定を設けておけば足りる」ことが挙げられている。注意すべきは、中国契約法はその82条では債務者が譲受人に主張できる抗弁を譲渡通知を受けた前に譲渡人に対して生じたものに限っているという点である。

楊明剛は、金銭債権の流動性に鑑み、ドイツ商法典及びアメリカ統一商事法典の規定を参照して譲渡制限特約の効力を制限すべきであると説く⁵²。すなわち、商取引から発生した金銭債権について、当事者は譲渡制限特約を締結してはならないとする。このような考え方を採用する場合には、債務者の利益保護は問題となる。他に「譲渡制限特約が締結されたとしても、金銭債権の譲渡は、その効力を妨げられない。特約に違反する当事者は債務不履行の責任を負わなければならない」旨の規定を別途設けるべきであるとする莊加園は、実質的に楊明剛に従うものである⁵³。また、目的論的縮減として契約法79条の適用範囲から資金調達を

⁵¹ オーレ・ランドーほか編（潮見佳男ほか監訳）『ヨーロッパ契約法原則Ⅲ』（法律文化社、2008年）75頁。

⁵² 楊明剛『契約転讓論』（中国人民大学出版社、2006年）369頁。

⁵³ 莊・前掲注48）172頁。

目的とする債権譲渡を排除するものも見られる⁵⁴。

４ 特約の形式を基準としての法律効果の細分化

馮潔語は、ドイツの学者である Wagner の見解⁵⁵をアレンジして当事者の追求する利益に応じて特約に違反する債権譲渡の効力を細分化する⁵⁶。特約条項は、①債権の譲渡を禁止する条項、②債権の譲渡を制限する条項に大別される⁵⁷。当事者は、譲渡禁止特約を結ぶ場合と譲渡制限特約を結ぶ場合とではそれぞれ異なった利益を追求している⁵⁸。すなわち、当事者は譲渡禁止条項を結む場合には、その意思是絶対的に債権の譲渡を排除するとし、債務者に法定利益以外の経済利益を認めるとする。当事者は譲渡制限条項を結む場合には、その意思是債権者を選択し、あるいは特定の債権者を相対的に排除するとする。

そして、特約条項に違反する債権譲渡の効力もこれに応じて次のような２つの効力構成に区別すべきであるとする。譲渡禁止特約にあっては、絶対的無効が妥当する。譲渡制限条項を付す場合には、相対的無効が妥当である。⁵⁹より具体的には、「債務者と譲渡人は『当該契約の債権は譲渡することができない』という条項を結ぶ場合に、債権譲渡人は債権を

⁵⁴ 孫超『應收賬款融資的法律問題研究—以促進債權流轉為中心（博士論文）』中国知網（2011年）100頁。

⁵⁵ Wagner の見解の紹介としては、石田・前掲注18）187-190頁が参照になる。

⁵⁶ 馮・前掲注48）138-140頁。

⁵⁷ Wagner の見解のもとでは、特約条項は、①債権譲渡を完全に排除する条項、②修正された譲渡排除条項、③譲渡制限条項に大別される。また、③をさらに、③-1 債務者が選択利益を伴う同意留保を付す場合と、③-2 同意留保のその他の場合に分類する。石田・前掲注18）187-190頁。なお、債務者の同意を前提する特約に関しては、特約付債権の譲渡の効力は、未確定的絶対無効又は未確定的相対無効という２つの効力構成があり得る。馮潔語は、③の条項に違反する債権譲渡の効力を画一的に確定するために、③をさらに分類しない。馮・前掲注48）140頁。

⁵⁸ 馮・前掲注48）139頁。

⁵⁹ 馮・前掲注48）139頁。注意すべきは、Wagner は①および②について、譲渡の確定的絶対的無効だが当であるとする点、③-1については、未確定的絶対的無効が妥当であるとする点、③-2については、未確定的相対無効が妥当であるとする点である。

譲渡したときは、当該債権譲渡は無効である」とし、「債務者と譲渡人は『当該契約の債権は債務者の同意を得なければ譲渡することができない』という条項を結ぶ場合には、債権譲渡人は条項に違反してその債権を譲渡したときは、当該債権譲渡は債務者に対して効力を生じない」とする⁶⁰。このような見解は、特約の文言に基づく法律効果の類型化を契約法79条の解釈に持ち込むことにより特約の強い効力を制限しようとするものと位置づけることができる⁶¹。ここで注意しておかねばならないのは、ドイツ法において譲渡制限特約に「債務者への通知又は承諾に譲渡の効力を係らしめる譲渡制限条項」が含まれるという点である。このような条項は、フランス法や日本法のような「債権の譲渡は、譲渡人が債務者に通知をしなければ、債務者に対抗することができない」という債務者対抗要件制度の欠如をカバーする機能を果たすのである⁶²。債務者対抗要件制度を採る中国法では、債務者のかかる利益は契約法80条1項により十分に保護されるから、自由に債権譲渡を認めてもよいことになる。中獨両法の構造の相違を無視してドイツの学説を契約法79条の解釈論に導入するのは問題であろう。

5 小括

譲渡制限特約は、債権の自由譲渡性の承認を前提とするから、そのような前提を欠く民法通則ではそもそも問題にならなかった。民法通則のもとでは、債権が債務者の同意なくして譲渡することができないとされている。債務者の同意を要件とする立法は、債権の譲渡にとって足かせとなる。その当時の学説は、債務者の意思自由が狭く制限される傾向にある。債務者の意思自由を制限する際のアプローチは、「債務者同意」の方式を緩和すること、「債務者の同意」を債権譲渡に異議を唱える権利とみなすことの2つに大別することができる。後者のアプローチは、債務者保護に必要な範囲で債務者に債権譲渡の効力を否定する権能を認めたのである。

中国契約法は、債権の自由譲渡性を承認した契約法79条において、当

⁶⁰ 馮・前掲注48) 140頁。

⁶¹ 石田・前掲注18) 188頁参照。

⁶² 石田・前掲注18) 216頁参照。

事者が譲渡制限特約によって債権の譲渡を禁ずることができると定めている。ただ、同条には「特約は善意の第三者に対抗することができない」のような文言はなかった。特約の善意者への対抗の可否に関しては、一部の学説は、善意・悪意を問わず第三者に対抗することができると主張していたが、それ以外の学説はほぼ特約を善意の第三者に対抗することができないとする。いずれにしても、譲渡制限特約に第三者効を基本的に認めることになる。譲渡制限特約の第三者効を肯定する場合における譲渡制限特約の効力をめぐっては、特約の効力を画一的に確定する効力一元論と、債権の種類ないし特約条項ごとに特約の効力を規律する効力二元論に細分化される。債権的効力説は、譲渡制限特約を債務者に悪意の抗弁を与えるものと位置づけることができる。債務者は、悪意の抗弁により特約付債権の譲渡無効を主張することができる。相対的無効説は、債務者保護に必要な範囲で特約の効力を認めるのである。特約付債権の譲渡は、譲渡当事者・第三者関係では有効であっても、債務者は、そのような譲渡をなかったものとして行動することができる。債務者保護の観点からすれば、両者は法律効果のレベルでは基本的に似ている。債権的効力説のもとでは、債務者は悪意の抗弁により債権譲渡を無効することができる。相対的無効説のもとでは、債務者との関係においては悪意者への債権譲渡は当然に無効になる。債権の種類に着目した効力二元論は、商事取引から発生した債権又は金銭債権の譲渡事例に限定して、譲渡制限特約の第三者効を否定するのである。確かに商事取引から発生した債権又は金銭債権に関しては、譲渡制限特約によって追求されている債務者の利益は比較的小さく、その他の譲渡人・譲受人の利益の後に後退を余儀なくされてもやむを得ないという考え方があり得る。しかし、債権の譲渡に伴う不利益から債務者が保護されるように手当てしておく必要がある。また、特約の文言に着目した類型論も登場した。すなわち、当事者が譲渡禁止特約を結ぶ場合と譲渡制限特約を結ぶ場合とでは、特約付債権の譲渡の効力はそれぞれ異なる。しかし、単に特約条項の文言を場合分けの基準として債権譲渡に異なる効力を与えるのであれば、形式論理偏重のそしりを免れない。いずれにしても、債権の種類ないし当事者の特約により追及する利益に応じて典型的に特約の効力を規律するという発想は示唆に富む。

第4款 裁判例の紹介と検討

第1項 裁判例の紹介

譲渡制限特約に関する裁判例は、以下の通りである。

【1】(2008) 昌民初字第03816号⁶³。買主Aと売主Yは、『レディーミクストコンクリート売買契約』を締結していた。Yは、2006年6月4日、Aに対する売掛代金債権を代物弁済として第三者Xに譲渡し、その旨がAに通知された。しかし、売掛代金債権には譲渡制限特約が付されている。Xは、上記債権に基づく支払いを請求したが、拒絶された。その後、Xは、Yの売買契約における債務不履行を理由に譲渡された債権の相当額を認めた。これに対して、Yは、Xとの間でAに対する債権を譲渡することによりその債務を消滅させたことを理由に反論した。裁判所は、Yの反論を否定し、Xの請求を認容した。

【2】(2009年) 紹興初字第790号⁶⁴。売主Aと買主Yが『ボイラー売買契約』を締結していた。この契約には「双方の当事者が当事者の事前同意を取得していない場合、本契約下の権利の一部又は全部を第三者に譲渡することはできない」との特約が含まれている。2008年10月27日、Aは、Yに対する売買代金債権(品質保証金50万元)をXに譲渡し、その旨が通知された。Xは、Yに対して、譲り受けた売買代金債権の支払いを求めて提訴した。これに対して、Yは、次のように反論した。①売買代金債権に譲渡制限特約が付されているので、AとXとの『債権譲渡契約』は無効である。②Aは品質監督証明書などの関連証明をYに交付しないことにより、今までボイラが取り付けられていないため、Aは先に契約を破った。さらに、③譲渡された50万元は存在するかどうかは不明である。裁判所は、当該譲渡がYの同意を得なければ、Yに対して拘束力を有しないとして、Xの請求を棄却した。

【3】(2009) 徐民二商第119号⁶⁵。売主Xと買主Yは、2007年5月15日、

⁶³ 北京涿鹿通宜建材有限公司與北京市青年路混凝土有限公司、北京市第二建築工程有限責任公司買賣合同糾紛案、(2008) 昌民初字第03816號。

⁶⁴ 紹興縣有限公司、組織機構代碼與江陰市鋼管有限公司組織機構代碼一案一審民事判決書、(2009年) 紹興初字第790號。

⁶⁵ 上海某電子有限公司與某電子有限公司買賣合同糾紛一案一審民事判決書、

売買契約を締結した。売買代金債権には譲渡制限特約が付されている。2008年4月15日、XとYは代金債務について『債務者支払計画』を締結したが、Yは計画のとおり代金債務を履行しなかった。同年7月18日、Xの請求を受けたYは、もともとの支払計画を変更しようとした。同年7月23日、XはYに対する売買代金債権をAに譲渡し、その旨がYに通知された。Yは、債権譲渡に対して否定的であり、商業為替手形方式で代金債務を履行することを提案したところ、XはYを相手どって、訴訟を提起した。Yは、債権譲渡は有効であるので、XはYに対して請求する権限がないと反論した。裁判所は、譲渡制限特約に違反する「Xの債権譲渡行為は無効である」として、Xの請求を認容した。

【4】(2011)蘇商外終字第0072号⁶⁶。売主Aと買主Yは、ある商品の継続的取引基本契約を締結していた。2005年2月2日、AとX銀行との間で『ファクタリング契約』が締結され、Aは、Yに対する売買代金債権を一括してXに譲渡した。他方、2008年4月と5月の間、YはAに対して50万ドルの前渡金を支払った。Xは、Yに対して譲渡された債権に基づく弁済期の到来する62.602059万ドルの支払を求めて提訴した。これに対して、Yは次のように反論した。①売買代金債権に譲渡制限特約が付されているので、AとXとの間でなされた債権譲渡は無効である。②今まで、XはAに対して何らかの弁済債務を負わない一方、Aに対して9.866280万円の過払い金を有する。第1審は、「かかる売掛代金債権は、当事者間の特別な約定によって制限され、譲渡できない債権である」として、Xの請求を棄却した。以上の判断を不服としてXが上告した。第2審は、「X銀行は専門の銀行として、慎重の原則に基づいてファクタリング業務を展開し、債権を譲り受けるべきであるが、AとYとの間で締結された契約については、合理的な審査義務を尽さないため、相応の不利な結果を負担すべきである」として、Xの上告を棄却した。

【5】(2013)沪一中民四(商)終字第991号⁶⁷。AとYは、『CM放送契約』

(2009)徐民二(商)初字第119號。

⁶⁶ 星展銀行(香港)有限公司與博西華電器(江蘇)有限公司債權轉讓合同糾紛上訴案、(2011)蘇商外終字第0072號。

⁶⁷ A公司與B公司廣告合同糾紛一案一審民事判決書、(2012)浦民二(商)初字第

を締結していた。AはYからCM放送を受注し、報酬債権を取得した。2010年6月13日、Aは、代物弁済としてこの債権をXに譲渡し、同年8月30日、その旨がYに通知された。Xからの支払請求を受けたYは、譲渡制限特約の存在を理由にこれを拒んだ。裁判所は、当該債権譲渡はYに対してその効力を有しないとして、Xの請求を棄却した。

【6】(2013)一中民終字第2214号⁶⁸。売主Aと買主Yは、『大型軸流送排風機売買契約』を締結した。その際に、A Y間では譲渡制限特約が合意された。しかしそれにもかかわらずAは、売買代金債権をXに譲渡した。Xは、Yに対して譲り受けた債権の支払いを求めて提訴した。第1審は、「当該債権譲渡は当事者の約定に違反してなされたものであり、Xは、譲渡された債権を取得することができない」として、Xの請求を棄却した。これに対して、Xは次のようなことを理由に上告した。①当該債権譲渡は、Yの法律上の利益を害しない。②譲渡制限特約は、特約の当事者間で効力を有するに止まり、善意の第三者に対して対抗することができない。上告審は、Xの請求を棄却し第1審を維持した。

【7】(2013)浦民二(商)初字第1225号⁶⁹。AとYは『委託販売契約』を締結していた。YはAの商品又はサービスに関する販売委託を受けたのに対して、AはYに対する債権を取得した。Aは、この債権をXに譲渡した。そこで、Xは譲渡された債権に基づく支払を求めて提訴した。これに対して、Yは、譲渡制限特約をもってXに対抗した。裁判所は、Xは特約付債権を取得していないとして、Xの請求を棄却した。

【8】(2013)順民初字第10378号⁷⁰。売主Aと買主Yは、CTAの継続的取引基本契約を締結していた。そして、基本契約には譲渡制限特約が規定された。2011年8月30日から2011年11月14日までの間、AとYは13通の『販売契約』を締結した。2012年1月16日、AとXは、『債権譲渡契約』

第3227號。

⁶⁸ 上海鼎王投資經營管理有限公司與北京軌道交通建設管理有限公司等債權轉讓合同糾紛、(2013)一中民終字第2214號。

⁶⁹ 上海XX鞋業有限公司與上海XX購物商務有限公司債權轉讓合同糾紛一案一審民事判決書、(2013)浦民二(商)初字第1125號。

⁷⁰ 韓國中小企業銀行龜尾分行與北京樂金飛利浦電子有限公司債權轉讓合同糾紛一審民事判決書、(2013)順民初字第10378號。

を締結し、Yに対する売買代金債権をXに譲渡した。その旨が、2013年6月25日、Xに通知された。そこで、Xは譲渡された債権に基づく支払を求めて提訴した。裁判所は、譲渡制限特約は善意の第三者に対して対抗することができないということを前提に「債権譲渡の過程において、AがYとの販売契約、商業請求書、梱包伝票、船荷証券などの書類をXに開示したが、AがYとの基本契約をXに開示した証拠は存在せず、Xは譲渡制限特約につき善意の第三者である。そのため、当該債権を取得することができる」として、Xの請求を一部認容した。

【9】(2013)甬象商初字第387号⁷¹。AとYは、『Engineering Cost Consultation 契約』を締結していた。2013年2月27日、AはYに対する譲渡制限特約付報酬債権を譲渡し、同年3月27日、その旨がXに通知された。Yの支払請求に対し、XがYの契約の債務不履行、さらに譲渡制限特約の存在を抗弁として主張した。裁判所は、「AがYに対する債権をXに譲渡する行為は、Yの書面による同意を得なければ無効となる」、Yの請求を棄却した。

【10】(2014)深中法商終字第1758号⁷²。売主Aと買主Yは、有効期間を2011年9月28日-2012年9月28日とする売買契約を締結した。その際にA Y間で、「Aは契約上の権利、義務を第三者に譲渡することができない」との合意がされた。この契約の有効期限は2012年9月28日であるが、Aはこれまでの取引慣行に従ってYに商品を提供していた。2013年4月25日、AとXは債権譲渡契約を締結し、2012年10月-2013年4月、発生するAのYに対する売買代金債権がXに譲渡され、その旨が2013年6月21日、Yに通知された。Xはこの債権に基づく支払を請求したところ、裁判所は、売買契約はその後に供給関係に適用することを前提に、債権譲渡契約を無効とした。

【11】(2014)鶴民終字第547号⁷³。売主Aと買主Yは、継続的取引基本

⁷¹ 林文德與象山縣萬象房屋開發有限公司債權轉讓合同糾紛一審民事判決書、(2013)甬象商初字第387號。

⁷² 深圳祥和紅傢俱配件有限公司與深圳市德勝傢俱有限公司債權轉讓合同糾紛一案二審民事判決書、(2014)深中法商終字第1758號。

⁷³ 錦江麥德龍現購自運與無錫市達威投資有限公司、耿玉清債權轉讓合同糾紛

契約を締結した。その際にA Y間で、「Aは、Yの書面による事前の同意を得なければ、本契約または本契約から生じる権利あるいは義務を他の団体または人物に譲渡することができない。同様に、本契約または当事者間の他の契約から生じるいかなる利益、支払請求その他の権利の譲渡も、Yの書面による事前の同意を得る必要がある。Yは、理由なく同意を拒否することができない」との合意がなされた。2013年3月10日、AはYに対する売買代金債権をX₁に譲渡し、同年3月26日、その旨がYに通知された。他方、X₁は、同年12月21日、この債権をさらにX₂に譲渡し、その旨が、2014年1月22日、Yに通知された。X₂からの請求を受けたYは、譲渡制限特約の存在を理由にこれを拒んだ。裁判所は、約款規制の手法によって特約の効力を否定し、X₂の請求を認容した。Yは上告したが、棄却された。

【12】(2014)費商初字第604号⁷⁴。売主Aと買主Yは、ある機械の売買契約を締結していた。2011年12月2日、Aは、Yに対する売買代金債権をXに譲渡し、その旨が、翌年8月23日、Yに通知された。そこで、Xは、Yに対してこの債権に基づく支払を求めた。裁判所は、「Aはその債権を譲渡する際に当該債権を発生させる契約をXに交付したため、Xは当事者の約定を知っているはずである……それ故にAがXに対してなされた債権譲渡は、Yに対してその効力を有しない」として、Xの請求を棄却した。

【13】(2014)許民初字第280号⁷⁵。AとYは、『12mw2# 発電設備運営及び入熱契約』を締結していた。2012年4月16日、AとXは『債権譲渡契約』を締結し、Yに対する水道電気料金請求権をXに譲渡した。そこで、Xはこの債権に基づく支払をYに求めた。これに対して、Yは、譲渡制限特約の存在、Aに対する反対債権の存在、さらに訴訟時効の経過を抗弁として反論した。裁判所は、「Yの書面による同意を得ず、AがYに対

二審民事判決書、(2014)鶴民終字第547號。

⁷⁴ 石家莊工大化工設備有限公司與山東新時代藥業有限公司合同糾紛一審民事判決書、(2014)費商初字第604號。

⁷⁵ 許繼集團有限公司與焦作韓電發電有限公司合同糾紛一審民事判決書、(2014)許民初字第280號。

する債権をXに譲渡するのは、当事者の約定に違反してなされたものである。そのため、当該譲渡行為及び『債権譲渡契約』は無効となる」として、Xの請求を棄却した。

【14】(2014) 揚商初字第322号⁷⁶。AとYは、売買契約を締結していた。Aは、Yに対する売買代金債権をXに譲渡した。Xからの支払請求を受けたYは、譲渡制限特約に違反する債権譲渡が無効であると抗弁した。裁判所は、「Aが契約の相手方の同意を得ず、債権を譲渡するのは、契約の約定に違反してなされたものである……そのため、XはAのYに対する債権を譲り受けることができない」として、Xの請求を棄却した。

【15】(2014) 濟商終字第489号⁷⁷。AとYは、『ライトボックス広告発行契約』を締結した。その際に、A Y間で「契約に基づく権利義務は、各当事者が勝手に譲渡することはできない」との合意がなされた。Aは、Yに対する広告費用請求権をXに譲渡し、その旨が、Yに通知された。Xからの請求を受けたYは、譲渡制限特約に違反する債権譲渡は無効であると抗弁した。裁判所は、「AがXとの債権譲渡契約により譲渡したのは、契約の権利義務ではなく債権である。それ故に、債権がXに譲渡された後、XはYに対してこの債権を主張することができる」として、Xの請求を認容した。Yが上告したが、棄却された。

【16】(2015) 哲甬民二終字第268号⁷⁸。AとYは、『プロジェクト契約』を締結していた。Aは、Yに対する設計費用請求権をXに譲渡した。Xは、この債権に基づく支払を求めたところ、第1審は、「Aは、Yの書面による同意を得ず、当該契約から発生する権利を譲渡するのは、当事者間の約定に違反してなされたものである。また、当事者間で締結された『プロジェクト契約』は、建設工事設計契約に属し、これには設計の成果の交付、受領、費用決済、瑕疵担保などの一連の権利・義務が含ま

⁷⁶ 張偉民與天威新能源控股有限公司買賣合同糾紛一審民事裁定書、(2014) 揚商初字第322號。

⁷⁷ 濟南美容整形醫院與濟南久尚廣告傳媒有限公司債權轉讓合同糾紛二審民事判決書、(2014) 濟商終字第489號。

⁷⁸ 紹爾工程諮詢（杭州）有限公司與寧波金譽置業有限公司建設工程設計合同糾紛二審民事裁定書、(2015) 浙甬民二終字第268號。

れている……あえて当事者間の約定に違反して権利を譲渡することは適切ではない」として、Xの請求を棄却した。Xは上告したが、棄却された。

【17】(2015)蘇商再提字第00091号⁷⁹。売主Aと買主Yは、売買契約を締結していた。2012年9月3日、AとXは『債権譲渡契約』を締結し、代物弁済としてYに対する売買代金債権(220.069776万元)をXに譲渡し、その旨が、同年9月7日、Yに通知された。しかしそれにもかかわらず、同年9月10日、Yは64.297813万元をAに弁済し、10月10日、64.682715万元をAに弁済した。他方、同年10月15日、Aの債権者Bは、AのYに対する債権を差押え、144.1674万元の債権が執行された。そこで、XはYに対して220.069776万元を求めて提訴した。これに対して、Yは、次のような理由で反論した。①売買代金債権には譲渡制限特約が付されているので、Aはその債権を譲渡することができない。②XはAに対して何らかの弁済債務を負っていない。第1審は、Xは譲渡制限特約の存在を証明する証拠の原本を提出しないことを理由に、Xの請求を認容した。Yは上告し、第2審は譲渡制限特約の存在を認め、Xの請求を棄却した。Xは再審を提起し、裁判所は第2審を破棄し、第1審を維持した。

【18】(2015)苏中商终字第01630号⁸⁰。売主Aと買主Yは、売買契約を締結した。その際にA Y間で、Yの同意を得なければ、Aは契約の権利義務を譲渡することができないとの合意がされた。Xの請求を受けたYは、譲渡制限特約に違反する債権譲渡は無効であると抗弁した。第1審は、債権譲渡契約は成立しないとして、Xの請求を棄却した。Xは不服として上告した。第2審は、譲渡制限特約について「当該特約は、契約の権利義務の譲渡を禁止するものであり、本件債権譲渡は特約により禁止されている範囲に属しない」として、Yの譲渡制限特約による抗弁を

⁷⁹ 施玉根與中達光電工業(吳江)有限公司債權轉讓合同糾紛再審民事判決書、(2015)蘇商再提字第00091號；施玉根與中達光電工業吳江有限公司債權轉讓合同糾紛二審民事判決書、(2014)蘇中商終字第00708號；施玉根與中達光電工業(吳江)有限公司買賣合同糾紛一審民事判決書、(2013)吳江商初字第0790號。

⁸⁰ 昆山益群農產品有限公司與彩晶光電科技(昆山)有限公司債權轉讓合同糾紛二審民事判決書、(2015)蘇中商終字第01630號。

棄却した。

【19】(2015) 威民初字第1319号⁸¹。売主Aと買主Yは、『鉍工業産品売買契約』を締結していた。Aは、Yに対する売買代金債権をXに譲渡した。Xからの請求を受けたYは、譲渡制限特約の存在を理由にこれを拒んだ。裁判所は、「A Y間では、相手方の同意を得なければ、権利義務は第三者に譲渡することはできないとの約定がされた……そのために当該譲渡がYに対してその効力を有しない」として、Xの請求を棄却した。

【20】(2015) 安民初字第5号⁸²。Y₁とY₂は、『建設工事施工下請契約』を締結していた。Y₁は、Y₂に対する報酬債権を代物弁済としてXに譲渡した。そこで、XはYらを相手どって報酬債権に基づく支払を求めた。これに対して、Y₁は債権譲渡が有効であると抗弁した。Y₂は譲渡制限特約の存在、さらに譲渡された債権の不存在を抗弁としてこれを拒んだ。裁判所は、「当該債権譲渡契約書はY₂に対してその効力を有しない」として、XのY₁に対する請求しか認容しなかった。Y₁は上告したところ、裁判所は、「債権譲渡は成立することができない」として、Y₁の請求を棄却した。

【21】(2015) 一中民（商）終字第543号⁸³。売主Aと買主Yは、3通の売買契約を締結していた。AはYに対する売買代金債権をXに譲渡し、その旨が、Yに通知された。Xの支払請求に対して、Yは次のように反論した。①売買契約には、譲渡制限特約が付されている。②譲渡された債権は品質保証金であり、その弁済期が到来せず、また、その1部は凍結されているので、Xに弁済することができない。裁判所は、XはYによる書面の同意を得ないかぎり、債権譲渡によりYに対して債権を取得することができないとして、Xの請求を棄却した。Xは譲渡制限特約につき善意であるということを理由に上告したところ、裁判所は、Aが売買

⁸¹ 原告山東耐材集團中齊耐火有限公司與被告成渝鈦科技材料有限公司買賣合同糾紛一案一審民事裁定書、(2015) 威民初字第1319號。

⁸² 遷安市華奧混凝土製造有限公司與北京市萬宇通裝飾工程有限公司、北京首鋼建設集團有限公司買賣合同糾紛二審民事判決書、(2015) 唐民四終字第953號。

⁸³ 魯於翔與中國電力工程有限公司買賣合同糾紛二審民事裁定書、(2015) 一中民（商）終字第543號。

契約をXに交付したとして、Xの請求を棄却した。

【22】(2015)冷民二初字第1340号⁸⁴。売主Aと買主Yは、2014年7月1日、2015年1月1日、2通の売買契約を締結した。その際にA Y間で、「双方の同意を得なければ、本契約の債権債務は譲渡することができない」との合意がされた。2015年1月30日、AはYに対する債権をXに譲渡し、その旨が2015年2月9日、Yに通知された。他方、2015年3月5日、Aの債権者Bは、Aを相手どって、訴えを提起する一方、財産保全を申立てた。同年3月18日、AのYに対する売買代金債権が凍結された。Xの請求を受けたYは、譲渡制限特約の存在を理由にこれを拒んだ。裁判所は、譲渡制限特約が善意の第三者に対抗できないことを前提に、特約の存在につき悪意のXとの関係において債権譲渡が成立しないとして、Xの請求を棄却した。

【23】(2015)宜官商初字第351号⁸⁵。売主Aと買主Yは、売買契約を締結し、売買代金債権に譲渡制限特約が付されている。AはYに対する売買代金債権をXに譲渡し、その旨がYに通知され。Xの請求を受けたYは、譲渡制限特約の存在を理由にこれを拒んだ。裁判所は、債権譲渡は無効であるとして、Xの請求を棄却した。

【24】(2015)庆商终字第489号⁸⁶。AとYは、『Engineering Cost Consultation 契約』を締結した。その際にA Y間では「相手方の書面による同意を得なければ、契約から発生する権利と義務を譲渡することができない」との特約が付された。しかしそれにもかかわらず、AはYに対する報酬債権をXに譲渡し、その旨が、Yに通知された。Xは、Yに対してこの債権に基づく支払を求めたところ、第1審では棄却された。Xは不服として上告した。第2審は債権譲渡が無効であるとしてXの請求を棄却した。

【25】(2015)济商终字第168号⁸⁷。2005年1月28日、売主Aと買主Yは、

⁸⁴ 王宏江與冷水江鋼鐵有限責任公司債權轉讓合同糾紛一審民事判決書、(2015)冷民二初字第1340號。

⁸⁵ 江蘇凱達電纜有限公司與江蘇中興電纜有限公司債權轉讓合同糾紛一審民事判決書、(2015)宜官商初字第351號。

⁸⁶ 陳金餘與大慶油田南垣實業公司債權轉讓合同糾紛二審民事判決書、(2015)慶商終字第489號。

⁸⁷ 常州江南電力設備集團有限公司與華電章丘發電有限公司債權轉讓合同糾紛

売買契約を締結していた。翌年１月10日、Aが設備をYに引渡した。2013年11月10日、AはYに対する売買代金債権（品質保証金を含む）をXに譲渡し、その旨が、Yに通知された。Xは売買代金債権に基づく支払を請求した。これに対して、Yは訴訟時効の経過を抗弁として反論した。裁判所は、Yの抗弁を認めており、また、譲渡制限特約に違反する債権譲渡はYに対してその効力を有しないとして、Xの請求を棄却した。Xは上告したが、棄却された。

【26】（2015）清城法横民初字第1021号⁸⁸。売主Aと買主Yは、2014年10月28日から2015年３月４日までの間、９通の売買契約を締結していた。他方、売主Bと買主Yは、2014年９月20日から2015年１月20日の間、10通の売買契約を締結していた。2015年９月22日、AとBそれぞれはYに対する売買代金債権をXに譲渡し、その旨がYに通知された。Xからの請求を受けたYは、譲渡制限特約の存在を理由にこれを拒んだ。裁判所は、「本案の債権譲渡は、売買契約の約定に違反しており、Yに対してその効力を有しない」として、Xの請求を棄却した。

【27】（2015）杭淳商再字第２号⁸⁹。請負人Aと注文者Yは、請負契約を締結していた。AはYに対する報酬債権をXに譲渡し、その旨がYに通知された。Xの請求を受けたYは、譲渡制限特約の存在を理由にこれを拒んだ。裁判所は、「当事者間の特約は善意の第三者に対抗することができない。債権者が譲渡制限特約に違反してその債権を譲渡した場合に、債権譲受人は特約の存在を知らずに特約付債権を譲り受けたときは、当該譲渡行為は有効である……本件において、XはAのYに対する債権を譲り受けたとき、特約の存在を知っていると証明する証拠は存在せず、かつ、YはXが特約の存在を知っているという抗弁を提出していない。したがって、当該債権譲渡は特約の存在により当然無効とならない」として、Xの請求を認容した。

二審民事判決書、（2015）濟商終字第168號。

⁸⁸ 佛山市信際環保技術有限公司與廣東億捷科技發展有限公司、李學銀債權轉讓合同糾紛一審民事判決書、（2015）清城法橫民初字第1021號。

⁸⁹ 徐嫩民、徐愛民等與淳安益佳佳島農家農業開發有限公司、葉紅念債權轉讓合同糾紛再審民事判決書、（2015）杭淳商再字第２號。

【28】(2015)宿城商初字第00008号⁹⁰。売主Xと買主Yは、『工業品売買契約』を締結していた。XはYに対して売買代金を請求した。他方、売主Aと買主Xは、『設備売買・組立契約』を締結していた。Aは売買代金を支払ったところ、Xは商品をAに引渡さなかった。AはそのXに対する債権をYに譲渡した。Xの請求を受けたYは、譲渡された債権による相殺の抗弁をとしてこれを拒んだ。裁判所は、譲渡制限特約に違反する債権譲渡は無効ということを前提としてXの請求を認容した。

【29】(2016)渝0120民初7614号⁹¹。売主Aと買主Yは、売買契約を締結していた。AとXは、2015年6月22日・23日・25日、3通の『債権譲渡契約』を締結し、代物弁済としてAのYに対する売買代金債権をXに譲渡した。その旨が、同年8月4日・5日、Yに通知された。Xの請求を受けたYは、譲渡された債権の不存在、さらに譲渡制限特約の存在を理由にこれを拒んだ。裁判所は、「Xは、Aと締結していた債権譲渡契約がYの同意を得たことを証明するための関連証拠を提出しなかった。また、AはYに対して債権を有すること取得することができない」として、Xの請求を棄却した。

【30】(2016)豫1323民初736号⁹²。売主Y₁と買主Y₂は、『耐火材製品売買契約』を締結した。その際にY₁Y₂間では、「Y₂の同意を得ないかぎり、債権は譲渡することはできない」との特約が合意された。2015年12月3日、Y₂はY₁に対して『支払計画』を提出した。2016年3月18日、Y₁とXは、『債権譲渡契約』を締結し、代物弁済としてY₂に対する売買代金債権をXに譲渡し、その旨が、Y₂に通知された。Xは、売買代金債権に基づいてY₂に請求したが、拒絶された。そこで、Xは、Y₁Y₂を相手どって売買代金債権に基づく支払を求めて、訴えを提起した。Xの請求を受けたY₂は譲渡制限特約の存在を理由にこれを拒んだ。Y₁は、「この支払

⁹⁰ 江蘇騰宇機械製造有限公司與哈爾濱蘭根彩瓦製造有限責任公司買賣合同糾紛一審民事判決書、(2015)宿城商初字第00008號。

⁹¹ 重慶阜瑞實業有限公司與重慶永達精密機械有限公司、重慶市富浩科技有限公司債權轉讓合同糾紛一審民事判決書、(2016)渝0120民初7614號。

⁹² 西峽縣閻程商貿有限公司與天津鐵廠、河南省豫西冶金材料有限公司債權轉讓合同糾紛一審民事判決書、(2016)豫1323民初737號。

計画は元の売買契約に代わるものであり、これに債権は譲渡することができないとの特約が付されていないため、 Y_1 と X 間で締結していた債権譲渡契約は有効である」を抗弁として反論した。裁判所は、「 Y_1 と Y_2 は、『耐火材製品売買契約』において債権は譲渡することができないと定めていたが、 Y_1 が製品の引渡義務を履行した後、 Y_2 は Y_1 に『支払計画』を交付し、これに債権は譲渡することができないとの特約がふされていなかった。そして、この『支払計画』は、新しい契約関係を形成したものであると考えられる。本件において、問題となるのは、『支払計画』における債権であり、『耐火材売買契約』とは関係しない。したがって、『耐火材売買契約』における約定は、本件に対してその拘束力を有しない」として、 X の Y_2 に対する支払請求を認容した。

【31】(2016) 辽02民終8694号⁹³。AとYは、『委託販売契約』を締結していた。AはYに対する売買代金債権をXに譲渡し、その旨がYに通知された。Xからの請求を受けたYは、譲渡制限特約の存在を理由にこれを拒んだ。裁判所は、譲渡制限特約に違反する債権譲渡は無効であるとして、Xの請求を棄却した。

【32】(2016) 豫1323民初736号⁹⁴。売主 Y_1 と買主 Y_2 は、売買契約を締結した。その際に Y_1 Y_2 間では、「本契約の権利と義務は、双方の書面による同意なしに譲渡することはできない」との合意がなされた。2015年12月4日、 Y_1 と Y_2 は、『支払計画』を締結していた。2016年3月18日、 Y_1 とXは『債権譲渡契約』を締結し、代物弁済として Y_2 に対する債権をXに譲渡し、その旨が、同年3月21日 Y_2 に通知された。Xは Y_2 に対して請求したが、拒絶された。そこで、Xは Y_1 Y_2 を相手どって譲渡された債権に基づく支払を求めて、訴えを提起した。 Y_2 は、譲渡制限特約の存在を抗弁として反論したところ、裁判所は『支払計画』に譲渡制限特約が付されていないとして、Xの Y_2 に対する請求を認容した。

⁹³ 丁文軍與大連老虎灘海洋公園有限公司買賣合同糾紛二審民事裁定書、(2016) 遼02民終8694號。

⁹⁴ 西峽縣閻程商貿有限公司與天鐵勞服實業有限責任公司、河南省豫西冶金材料有限公司債權轉讓合同糾紛一審民事判決書、(2016) 豫1323民初736號。

【33】(2016) 苏1003民初8830号之1⁹⁵。売主Aと買主Yは、『材料供給契約』を締結した。その際にA Y間で、「当事者は、双方の書面による承認なしに、本契約に基づく権利と義務を第三者に譲渡することができない」との合意がされた。しかしそれにもかかわらず、AはYに対する売買代金債権をXに譲渡した。XはYに対してこの債権に基づく支払を求めたところ、裁判所は「XはAのYに対する債権を譲り受けたが、Yの書面による同意なしにYに対して支払を請求する権利がない」として、Xの請求を棄却した。

【34】(2016) 苏11民終2881号⁹⁶。売主Aと買主Yは、『ケーブル専用橋売買契約』を締結していた。AはYに対する売買代金債権をXに譲渡し、その旨が、Yに通知された。Xからの請求を受けたYは、譲渡制限特約の存在、さらにXの売買契約の債務不履行を抗弁としてこれを拒んだ。裁判所は、債権譲渡契約がYに対してその効力を有しないとして、Xの請求を棄却した。

【35】(2016) 辽01民終8315号⁹⁷。売主Aと買主Yは、『预制装配式混凝土构件采购契約』を締結した。その際にA Y間で、Yの同意を得なければ、Aは契約の権利の全部又は一部を譲渡することができないとの合意がされた。しかしそれにもかかわらず、AはYに対する売買代金債権を代物弁済としてX譲渡し、その旨がY通知された。Xの請求を受けたYは、次のように反論した。①債権譲渡行為は無効であり、YはXに対して給付義務を負わない。②Yは多数の『協助執行通知』を受けており、Aに対して給付義務を負わない。③債権譲渡は、Yの合法的な権利を損害してはならない。第1審は、「債権譲渡契約はYに対してその効力を有しない」として、Xの請求を棄却した。Xは、上告したが、棄却された。

⁹⁵ 陳愛忠與揚州運東建築材料有限公司、高少明債權轉讓合同糾紛一審民事裁定書、(2016) 蘇1003民初8830號之一。

⁹⁶ 江蘇群凱鍍業有限公司與新疆嘉潤資源控股有限公司追償權糾紛二審民事判決書、(2016) 蘇11民終2881號。

⁹⁷ 上訴人瀋陽奧邦新型建材有限公司與被上訴人遼寧宇輝新型建築材料有限公司、瀋陽地鐵房地產開發有限公司買賣合同糾紛二審民事判決書、(2016) 遼01民終8315號。

【36】（2017）湘06民終54号⁹⁸。AとYは、施工契約を締結した。AはYに対する債権（品質保証金）をX譲渡し、その旨がYに通知された。そこで、Xはこの債権に基づく支払を請求したところ、裁判所は、「Yは契約に相手方の書面による同意なくして権利又は義務の全部あるいは一部は譲渡することができないとの特約が付されていたと抗弁した場合に、Xは特約の存在につき善意であることを証明すべきである。そうでなければ、Xは譲渡された債権を取得できず、Yに対して請求する権限がない……Xは、AのYに対する債権を譲り受ける際に……施工契約の内容を確認する義務がある。当該契約には譲渡制限特約が付されているので、Xは特約の存在を知るべきであり、そのため、Xは善意の第三者ではない」として、Xの請求を棄却した。

【37】（2017）浙04民終第1641号⁹⁹。売主Aと買主Yは、売買契約を締結していた。2016年7月15日、AとYは、『投資合作協議』を締結した。その際にA Y間では、「Yは現金でAの光源項目に投資し……合作の間に、Aはその資産、資産、権益及び債務を処分することができない。契約違反がある場合、Yは投資を回収する権利を有する」との合意がされた。2016年8月1日から2016年11月21日までの間、YはAに175万円の投資金を交付した。2016年12月21日、AはYに対する売買代金債権を代物弁済としてXに譲渡し、その旨が、同年12月23日、Yに通知された。Xの請求を受けたYは、Aの売買契約の債務不履行、譲渡制限特約の存在を抗弁としてこれを拒んだ。第1審は、譲渡制限特約は善意の第三者に対抗することができないとして、Xの請求を認容した。Yは不服して次のようなことを理由として上告した。①Aの売買契約の債務不履行である。②譲渡制限特約に違反する債権譲渡は無効である。③投資金による相殺の抗弁である。第2審は、Yの②③のような抗弁を認めており、Xの請求を棄却した。すなわち、当該債権譲渡は特約に違反するのであり、Xは譲渡された債権を取得することができないとし、また「Xは債

⁹⁸ 薑小蘭與中石化泉州石化有限公司債權轉讓合同糾紛二審民事判決書、（2017）湘06民終54號。

⁹⁹ 浙江永能節能科技有限公司、嘉興雷明電子科技有限公司、海寧市映宇電子照明有限公司買賣合同糾紛二審民事判決書、（2017）浙04民終1641號。

権譲渡によりAのYに対する売買代金債権を取得したとしても、Yの投資金による相殺の抗弁は合理的であり、認められる」とする。

【38】(2017)川01民終13769号¹⁰⁰。請負人Aと注文者Yは、『建設工事施工契約』を締結した。その際にA Y間で、「相手方の同意を得なければ、当事者の一方は契約権利の全部または一部を第三者に譲渡することができない」との合意がされた。2015年11月6日、AはYに対する報酬債権をXに譲渡し、その旨が、同年11月10日、Yに通知された。Xの請求を受けたYは、譲渡制限特約の存在を理由にこれを拒んだ。第1審は、A Yの特約により譲渡が制限されたのは、建設工事施工に関する権利であり、報酬債権ではないとして、Yの抗弁を否定した。Yは上告したが、棄却された。

【39】(2017)晋08民終3802号¹⁰¹。X、YとAは、『保証担保貸付契約』を締結した。その際にX Y A間で、「本契約から発生する権利、義務は第三者に譲渡することができない」との合意がされた。YとAは『債権譲渡契約』を締結し、Xに対する貸付債権をBに譲渡し、その旨が、Xに通知された。XはYを相手どって債権譲渡契約は無効であることの確認を求めて、訴えを提起した。第1審でXは勝訴した。Yは上告したが、棄却された。

【40】(2017)贛民初79号¹⁰²。A銀行とY₁は、『貸付契約』を締結していた。Y₂は、A銀行に対し、極度額を1200万元とする連帯保証をした（以下「本件根保証契約」という）。その際にA Y₂間で、「本人の同意を得なければ、主たる契約を変更することができない」との合意がされた。AはY₁に対する貸付債権をXに譲渡し、その旨がY₁に通知された。そこで、XはY₁Y₂を相手どって貸付債権に基づく支払を求めた。これに対して、

¹⁰⁰ 成都天府新區三怡新農村投資有限公司、成都盛世太平園家居有限責任公司建設工程施工合同糾紛二審民事判決書、(2017)川01民終13769號。

¹⁰¹ 上訴人運城市鹽湖區匯龍小額貸款有限責任公司與被上訴人山西鑫源兄弟實業集團有限公司及原審第三人董濤、劉曉紅合同糾紛—民事判決書、(2017)晉08民終3802號。

¹⁰² 共青城市天華金融資產管理有限公司與共青城賽龍通信技術有限責任公司、共青城凱賽房地產開發有限公司金融不良債權轉讓合同糾紛一審民事判決書、(2017)贛民初79號。

Y₂は次のように反論した。① Y₂は、Y₁のA銀行に対する債務だけに保証責任を負担する。② A銀行のY₁に対する貸付債権が譲渡された後、Y₂の保証責任は免除される。裁判所は、保証人の責任について「譲渡されたのは、2015年9月30日、Y₂とA銀行は根保証契約を締結したときに既に確定された債権である。権利者だけの変更され、権利の内容には何らかの変更がない。保証人の責任を加重することはない」とし、また『最高人民法院关于审理涉及金融不良債権譲渡案件工作座談会紀要』の第3を援用し、「根保証契約における声明はXの権利主張に影響を及ぼさない」として、Xの請求を認容した。

【41】(2017)冀08民終3140号¹⁰³。売主Aと買主Yは、2010年12月25日、セメント売買契約を締結した。その際にA Y間で、Aは売買契約から発生する債権を第三者に譲渡することができないとの合意がされた。契約の履行の過程において、Aは継続的にセメントを供給できないため、2014年11月19日、AとYは、『セメント売買契約を終止する協議』を締結した。2014年11月20日、AはYに対する売買代金債権をXに譲渡し、その旨が2014年12月8日、Yに通知された。Xの請求を受けたYは、譲渡制限特約の存在を理由にこれを拒んだ。第1審は、「AとYが締結した『セメント売買契約を終止する協議』により、セメント売買契約は終止された。そのために、債権を譲渡することは、法律の規定と契約の約定に違反しない」として、Xの請求を認容した。Yは上告したところ、第2審は、「セメント売買契約の履行が終止された一方、『セメント売買契約を終止する協議』は債権の譲渡可否に言及していない」として、Xの上告を棄却した。

【42】(2017)冀0404民初1296号¹⁰⁴。2015年2月11日、売主Aと買主Yは、『邯鉄鋼前系統一完善項目汽車取樣机等設備売買契約』を締結した。同年15年12月24日、売主Aと買主Yは、『邯鉄鋼前系統完善項目汽車取樣机增加設備売買契約』を締結した。2017年3月30日、AとXは『債権譲

¹⁰³ 中鐵十七局集團有限公司、中鐵十七局集團有限公司張唐鐵路專案經理部債權轉讓合同糾紛二審民事判決書、(2017)冀08民終3140號。

¹⁰⁴ 劉振與河鋼股份有限公司邯鄲分公司債權轉讓合同糾紛一審民事判決書、(2017)冀0404民初1296號。

渡契約』を締結し、AのYに対する売買代金債権がXに譲渡された。そこで、Xはこの債権に基づく支払を請求した。これに対して、Yは譲渡制限特約の存在、さらにAの売買契約のテスト義務の違反を抗弁として反論した。裁判所は、「AのYに対する債権が譲渡されたという行為は、AとYとの上記の契約上の合意に違反しており、当該譲渡行為はその効力を生じない」として、Xの請求を棄却した。

【43】(2017)鄂0625民初433号¹⁰⁵。Aは、AとB不動産会社とY商貿協會は締結した市場開発協議により、Yに開発資金を振り込んだ。市場開発協議には譲渡制限特約が付されていた。契約の履行不能により、契約を解除することを提案した。Aの提案を受けてYは、『支払計画』を発行しており、この計画によりYのAに対して開発資金を含めて155.6の返還義務を負う。そこで、AはYに対する債権返還請求権をCに譲渡し、さらに同債権をXに譲渡した。Xはこの債権に基づく支払を請求したところ、裁判所は、「債権譲渡行為は無効である」として、Xの請求を棄却した。

【44】(2017)湘0302民初3647号¹⁰⁶。売主Aと買主Bは、2013年8月30日、『原料气吸收塔売買契約』を締結した。その際にAB間で、「いかなる当事者も、他の当事者の同意なしに、本契約に基づく権利または義務を第三者に譲渡することができない」との合意がされた。しかしそれにもかかわらず、2015年4月16日、AのYに対する債権596万元（組立テスト費・品質保証金）をXに譲渡し、その旨がYに通知された。他方、2017年5月2日、Aの債権者YはAのBに対する債権を差押え、Yは裁判所の執行口座に供託した。そこで、XはYを相手どって、供託金還付請求権の取立権をXが有することの確認を求めて、訴えを提起した。第1審は、「AとXは締結していた債権譲渡契約はその効力を有しない」として、Xの請求を棄却した。Xは上告したところ、第2審は「当該債権譲渡は成立しない」として、Xの請求を棄却した。

¹⁰⁵ 張某與穀城縣商務局、穀城縣城市管理執法局等債權轉讓合同糾紛一審民事裁定書、(2017)鄂0625民初433號。

¹⁰⁶ 湘潭企業融資擔保有限公司、長沙挺峰數控刀具有限公司二審民事判決書、(2018)湘03民終573號。

【45】(2018)冀01民終8772号¹⁰⁷。AとYは、2014年1月29日、『2013年中国联通宽带接入网 PONFTTH 終端売買框架契約』（以下「基本契約」という）を締結した。その際にAY間で、売主は、一方的に本契約に基づく買主に対する債権の全部又は一部を第三者に譲渡することができない。そうではない場合には、債権譲渡は無効となる」との合意がされた。2015年11月24日、AとXは『国内ファクタリング契約』を締結した。同年12月17日、AとXは『債権譲渡契約』を締結し、2通の個別売買契約から発生する売買代金債権がXに譲渡され、その旨がYに通知された。Xの請求を受けたYは、譲渡制限特約の存在を理由にこれを拒んだ。第1審は、「当該譲渡行為は基本契約の約定に違反しており、無効となる」として、Xの請求を棄却した。Xは上告したところ、第2審は「Xは上記の契約上の約定を知っており、AのYに対する売買代金債権を譲り受けようとした場合には、その旨をYに通知し、Yの同意を得るべきである」とし、さらに「当該債権譲渡はYに対してその効力を有しない」として、Xの請求を棄却した。

【46】(2018)湘0406民初847号¹⁰⁸。売主Aと買主Yは、継続的战略合作契約を締結していた。AとYは、2015年4月22日、売買契約を締結した。その際にAY間で、「Yの同意を得なければ、Aは本契約の債権を譲渡することができない」との合意がされた。2017年10月10日、AはYに対する債権をXに譲渡した。Xの請求を受けたYは、「YとAとの間の債務には大きな論争があり、債権譲渡は無効である」と抗弁した。裁判所は「当該契約第16条は、Yの同意を得なければAは当該契約の債権を譲渡することができないと定めており、Xは、AYが当該契約について決済したことを証明する証拠を提供しておらず、未払いの代金が存在するかどうかは明らかではない」として、Xの請求を棄却した。

【47】(2018)苏0115民初11317号¹⁰⁹。売主Aと買主Yは、2通の売買契

¹⁰⁷ 冠中國際商業保理有限公司、中國聯合網路通信有限公司河北省分公司債權轉讓合同糾紛二審民事判決書、(2018)冀01民終8772號。

¹⁰⁸ 深州市遠征氟塑膠有限公司與特變電工衡陽變壓器有限公司債權轉讓合同糾紛一審民事判決書、(2018)湘0406民初847號。

¹⁰⁹ 原告江蘇海格環保工程科技有限公司與被告江蘇新世紀江南環保股份有限公

約を締結していた。その際にA Y間で、「Yの同意を得なければ、Aは本契約の権利義務を譲渡することができない」との合意がされた。しかしそれにもかかわらず、AはYに対する売買代金債権をXに譲渡した。Xの請求を受けたYは、譲渡制限特約の存在、さらにAの売買契約の債務不履行を抗弁としてこれを拒んだ。裁判所は、債権譲渡契約はYに対してその効力を有しないと、Xの請求を棄却した。

【48】(2018)皖17民終593号¹¹⁰。AとYは、『加工ガラス発注契約』を締結した。その際にA Y間で、「いずれの当事者は契約を第三者に譲渡する権限がない」との合意がされた。AとXは、『債権譲渡契約』を締結し、AのYに対する売買代金債権がXに譲渡された。Xは、この債権に基づく支払を請求したところ、第1審は、「Aは契約当事者の一方としてその債権を第三者に譲渡する権限がないので、AとXは締結していた債権譲渡契約はその効力を有しないと、Xの請求を棄却した。Xは不服し上告したが、第2審は、「当該債権譲渡行為は無効である」として、Xの請求を棄却した。

【49】(2018)黒01民終8074号¹¹¹。売主Aと買主Y₁は、売買契約を締結し、Y₂がY₁の代金債務について保証人となった。Aは、Y₁に対する売買代金債権をXに譲渡した。そこで、XはY₁Y₂この債権に基づく支払を請求したところ、第1審は「保証人Y₂とAは締結していた保証契約にはY₁の代金債務に対して保証責任を負うと定められており、Aは特定の債権者であるためにこの債権譲渡行為はY₂に対してその効力を有しない。Y₂は保証責任を負わないことになる」として、XのY₂に対する請求を棄却した。Xは、上告したが、棄却された。

【50】(2018)京0107民初第830号¹¹²。売主Aと買主Yは、『物資設備売買契約』を締結した。その際にA Y間で、「双方の書面による同意を得な

司債権轉讓合同糾紛一審民事判決書、(2018)蘇0115民初11317號。

¹¹⁰ 杭州富春江幕牆玻璃有限公司、浙江亞廈幕牆有限公司買賣合同糾紛二審民事判決書、(2018)皖17民終593號。

¹¹¹ 山東臨工工程機械有限公司、王俊傑買賣合同糾紛、債権轉讓合同糾紛二審民事判決書、(2018)黒01民終8074號。

¹¹² 北京同心共達裝飾材料有限公司與中鐵建設集團有限公司買賣合同糾紛一審民事判決書、(2018)京0107民初第830號。

ければ、双方は本契約における権利と義務（債権、債務）の全部または一部を第三者譲渡することができない」との合意がされた。しかしそれにもかかわらず、Aは代物弁済として売買代金債権（品質保証金を含む）をXに譲渡し、その旨がYに通知された。Xからの請求を受けたYは、譲渡制限特約の存在を理由にこれを拒んだ。裁判所は、債権譲渡行為はYに対してその効力を有しないとして、Xの請求を棄却した。

【51】（2018）湘0111民初第9325号¹¹³。売主Aと買主Yは、2014年5月、売買契約を締結していた。2017年8月11日、AはYに対する売買代金債権（品質保証金を含む）91.965万円をYに譲渡し、その旨がYに通知された。2018年6月22日、Aについて破産更生の開始決定があった。同年10月20日、AとYは、清算協議により、「設備には欠陥があり、売買代金から30.655万円を差し引く」、「YはAに対して品質保証金61.31万円を支払う」ことを約定した。しかしそれにもかかわらず、Xは、譲渡された債権に基づく支払をYに対して請求した。これに対して、Yは、譲渡制限特約の存在、さらにA Y間で清算がすでにされたことを抗弁として、反論した。裁判所は、当該譲渡はYに対してその効力を有しないとして、Xの請求を棄却した。

【52】（2018）魯1526民初第3389号¹¹⁴。売主Aと買主Yは、『石炭売買契約』を締結し、売買代金債権に譲渡制限特約が付された。その後、A Y間では新しい売買契約が締結されず、上記の売買契約は、その後の供給に適用する。AはYに対する売買代金債権をXに譲渡し、その旨がYに通知された。Xからの請求を受けたYは、譲渡制限特約の存在を理由にこれを拒んだ。裁判所は、「XはA X間で締結された債権譲渡契約によりYに対する債権を取得することができない」として、Xの請求を棄却した。

【53】（2018）粵20民終第7353号¹¹⁵。請負人Aと注文者Yは、2013年6月

¹¹³ 營口奧博機械製造有限公司與中國能源建設集團湖南省電力設計院有限公司債權轉讓合同糾紛一審民事判決書、（2018）湘0111民初第9325號。

¹¹⁴ 寧津縣明潤汽車內飾有限公司與山東泉林集團熱電有限公司債權轉讓合同糾紛一審民事判決書、（2018）魯1526民初3389號。

¹¹⁵ 盛世遊艇會（中山）有限公司、廣東開平二建集團股份有限公司建設工程合同

18日、建設工事標準施工契約を締結した。その際にA Y間で譲渡制限特約がされた。同年7月31日、AとYは、第1期工事契約を締結し、この契約に譲渡制限特約が付された。その後、当該工事が竣工検査を通過していないため、2015年4月1日、AとYは補充契約により契約代金の決算、残された工事と完成期限、品質欠陥の整備仕事、支払いの状況、竣工の検収その他の違約責任などを詳しく約した。2017年7月5日、AはYに対する報酬債権をXに譲渡し、その旨がYに通知された。Xからの請求を受けたYは、譲渡制限特約の存在、Aの契約の債務不履行、さらに修理費の支出を抗弁として反論した。裁判所は、「当該譲渡行為は無効である」として、Xの請求を棄却した。

【54】(2018)粵1721民初第110号¹¹⁶。請負人Aと注文者Yは、建設契約を締結していた。AとXは、債権譲渡契約を締結し、AのYに対する報酬債権を代物弁済としてXに譲渡された。そこで、Xはこの債権に基づく支払を請求した。これに対して、Yは次のように反論した。①Yの同意なくして、契約における権利義務を第三者に譲渡することができない。②報酬債権が譲渡されると、YのAに対する有効な制約を弱め、建設契約の全面的な履行に不利である。裁判所は、「これはAの報酬債権から直接に関連修復費用を差し引くというYの権利を剥奪し、YのAに対する債権による相殺権を損害しており、Yにとっては不公平がある」とし、また、「債権譲渡契約は無効であり、Yに対してその効力を有しない」として、Xの請求を棄却した。

【55】(2018)魯1491民初第290号¹¹⁷。売主Aと買主Yは、2012年11月9日、2012年12月19日、2通の売買契約を締結した。2013年12月4日、AはYに対する売買代金債権をXに譲渡し、その旨が2013年12月11日、Yに通知された。Xの請求を受けたYは、譲渡制限特約の存在、さらにAの売買契約の債務不履行を抗弁として反論した。裁判所は、「Xは契約法の

糾紛二審民事裁定書、(2018)粵20民終7353號。

¹¹⁶ 陽西縣東村石料有限公司與陽江市粵豐投資有限公司、陽西縣教育局債權轉讓合同糾紛一審民事判決書、(2018)粵1721民初第110號。

¹¹⁷ 中大貝萊特壓濾機有限公司與大連善水德環保科技有限公司承攬合同糾紛一審民事判決書、(2018)魯1491民初290號。

関連規定によりYに債権譲渡の通知を送達したが、Yが当該通知を受けた後1年以内に異議を示さないので、この債権譲渡は当然有効である」として、Xの請求を認容した。

以上の55件の全体的傾向を見てみよう。

1) 裁判例の時代的推移

裁判例は、2010年代以降急増する。2010年代以前は、3件に過ぎないが、2010年代は52件と飛躍的に増加する。これは、実務において譲渡制限特約がよく用いられていることを示している。

2) 紛争類型の特徴

売買契約においては、代金債権に譲渡制限特約が付される事件が多く、全体の80%近くを占める(41件)。他方、請負契約に関する事件も多い(12件)。保証契約に関する事件が2件しかない。

3) 紛争形態の特徴

紛争形態が単純で、譲渡制限特約付債権を譲り受けた第三者は、この債権に基づく支払いを債務者に求めたものである。他方、債権が複数に譲渡された場合のように同一の債権につき両立しえない債権を主張する者の間で譲渡された債権を奪い合う事件は見られなかった。

4) 請求の認容率

債権の譲受人の請求を受けた債務者は、譲渡制限特約の存在などを理由に支払を拒んだ事件が多数を占めている。譲受人の債務者に対する請求の認容率については、認容例のほうが少ない(7件)。裁判所は、債権の譲受人より債務者の保護を重視している傾向が強く見られた。

第2項 裁判例の検討

裁判例を検討する際に注意すべきは、次の3点である。第1に、実務においては、売買契約、請負契約、保証契約に譲渡制限特約が付されることが多い。契約類型ごとに、いかなる事情で譲渡制限特約が付されているかを検討しなければならない。第2に、譲受人からの請求を受けた債務者は具体的にいかなる抗弁を持ち出して支払を拒んだかに留意する。譲受人の債務者に対する請求を認めておくと、債務者にはいかなる不利益が生じるかは重要なポイントである。第3に、譲渡制限特約の効力構成に関しては、債務者の反論の仕方に着目する。

1 請負代金債権

(1) 譲渡制限特約の目的及び合理性

既に紹介したように、請負契約では請負代金債権に譲渡制限特約が付されることが多い。いったい、注文者（債務者）は、譲渡制限特約によってどのような利益を確保しようとしているのか。これに対して、どのような法的評価が加えられているのか。以下では、譲渡制限特約付き請負代金債権に関わる事例を検討する。

譲渡制限特約に関する裁判例において、請負代金債権の譲受人からの請求を受けた注文者は、譲渡制限特約の存在を理由に支払を拒む場合には、次のような2つの場面が見られる¹¹⁸。1つは、注文者は、仕事の目的物に瑕疵が発生したことにより、請負人に対して反対債権を取得した場面である。もう1つは、注文者は、請負契約が履行期限内に履行されなかったことにより、請負人に対して違約金請求権を取得した場面である。注文者がこれらの債権による相殺の抗弁を譲受人に対抗できるかについて、反対債権が譲渡通知の時点で発生していたかは重要なポイントである。裁判例において反対債権の発生時期が明らかではないが、次のような3つの検討場面が想定される。

第1に、請負人が請負契約に基づく請負代金債権を第三者に譲渡し、その旨が注文者に通知されたが、その前に請負人が注文者に引渡した目的物に瑕疵があり、注文者は請負人に対して損害賠償請求権を取得した場面である（第1の検討場面）。第2に、請負人が請負契約に基づく請負代金債権を第三者に譲渡し、その旨が注文者に通知され、その後に請負人が注文者に引渡した目的物に瑕疵があり、注文者は請負人に対して、損害賠償請求権を取得した場面である（第2の検討場面）。第3に、請負人が第1期請負契約に基づく請負代金債権を第三者に譲渡し、その旨が注文者に通知され、その後に第2期請負契約が締結され、請負人が第2期請負契約に基づいて注文者に引渡した目的物に瑕疵があり、注文者は請負人に対して、この契約に基づく損害賠償請求権を取得した場面である（第3の検討場面）。

まず、第1の検討場面を取り上げる。中国法は、契約法83条において

¹¹⁸ (2013) 甬象商初字第387號。

債務者が譲受人に主張できる相殺の抗弁の範囲を制限するから、債務者は譲渡通知前に譲渡人に対して反対債権を取得したとしても、その債権の弁済期が、譲渡された債権のそれより後に到来する限り、この債権による相殺の抗弁を譲受人に対抗することができない。注文者は、かかる事態に備えて譲渡制限特約を締結し、債権を譲渡人に固定しておけば、反対債権と譲渡された債権の弁済期の先後関係を問わず相殺の利益を確保することができる¹¹⁹。

次に、第２の検討場面を見てみよう。注文者は、譲渡通知後に請負人に対して取得する損害賠償請求権による相殺の抗弁を譲受人に対抗することができるのか。中国法は、契約法83条において債務者の債権を譲渡通知前にすでに発生したものに限定しており、これまでの学説は、債務者が譲渡通知後に発生した債権による相殺の抗弁を譲受人に対抗できないと解する傾向がある¹²⁰。しかし、譲渡の通知を受けた時に損害賠償請求権が具体的に発生していなくとも、その発生原因が存在すれば、債務者に相殺を認めるべきである。法定相殺としての処理が、契約法83条の文言・構造に照らして無理であるのであれば、譲渡制限特約によるほかない。

最後に、第３の検討場面を取り上げよう。この場面において、損害賠償請求権を発生させる第２期請負契約は譲渡通知後に締結されたものである。中国法の下では、注文者は、第１期請負契約に基づく請負代金債権を受働債権として、第２期請負契約に基づく損害賠償請求権を自働債権として、相殺することができない。もっとも、注文者は請負人に対して瑕疵のない目的物の引渡しを求める権利を有しているので、第２期請負代金が弁済されていない場合には、注文者は第２期請負契約に基づく損害賠償請求権を自働債権として譲渡された債権（第１期請負代金債権）と相殺することができる。このようにして、注文者は譲渡制限特約によっ

¹¹⁹ 譲渡制限特約と法定相殺との相関関係について、拙稿「債権流動化與禁止讓與特約的効力——日本法轉向與我國的課題」日本法研究5卷（2019年）3頁以下参照。

¹²⁰ 債権譲渡と相殺に関する議論の状況について、拙稿「論債権讓與中債務人の抵銷權」民商法論叢70卷1期（2020年）参照。

て第1期請負代金債権を請負人に固定しなくても、相殺の利益を確保する道が存する。しかし、注文者は、第2期請負代金を支払った場合に、請負人に対して損害賠償請求権しか主張できない。注文者にとって、これは許容不可能なリスクであるのであれば、第2期請負契約を締結しないなどの方法を取ることができる。しかし、第2期請負契約を締結しないと、注文者の工事遂行に支障を来すことがある。例えば、工事中に当初の予定になかった工事を追加で発注するなどの局面において、注文者による相殺の抗弁を認めるべき場合がある。ただ、第1期請負契約締結後の状況に対応して第2期請負契約を締結した場合に、注文者の第2期請負契約に基づく損害賠償請求権による相殺の抗弁を契約法83条の枠内に収めるのは無理である。注文者は、相殺の利益を確保したいのであれば、譲渡制限特約を締結すべきである。

(2) 譲渡制限特約の効力構成

ここまで、請負契約に関しては、譲渡制限特約により確保されている注文者の相殺の利益を確認してきた。中国法は債務者が譲受人に対して主張することができる相殺の抗弁の範囲を制限しているが、譲渡制限特約は、相殺可能な領域を創出することを可能にするものであり、債務者にとっては、実益を有する。そこで、譲渡制限特約の効力は、大切な問題である。以下では、裁判例において譲渡制限特約の善意者への対抗の可否を確認した上で、譲渡制限特約に違反する譲渡の効力を検討する。

従来、譲渡制限特約は善意の第三者に対抗できないとする学説が多い。しかし、本稿が見た裁判例に関する限り、譲受人の主観態様に言及する裁判例は2件しかない(【27】【36】)。譲渡制限特約が債務者により持ち出された場合に、裁判者は、譲受人の主観態様を考慮せず、特約の第三者効を認める傾向が見られる。【27】において、譲渡制限特約の存在と譲受人の悪意について、債務者の側に主張・立証責任があるとされていた。【36】において、債務者は、譲渡制限特約の存在の主張・立証責任を負い、譲受人は善意の主張・立証責任を負うとされていた。さらに、【36】は明示的に「Xは、AのYに対する債権を譲り受ける際に……施工契約の内容を確認する義務」という表現を用いる。この事例においては、施工契約に譲渡制限特約が記載されており、「Xは特約の存在を知べき」として、譲受人の悪意が肯定されている。つまり、譲渡された債権

を発生させる契約に譲渡制限特約が記載されているかを調査しなければ悪意とされることになる。

譲渡制限特約に違反する譲渡の効力に関して、裁判例を、①債権譲渡は債務者に対して効力を生じないとする事例群（【5】【16】）と、②債権譲渡は無効であるとする事例群（【9】、【24】、【27】、【36】、【48】、【53】、【54】）に分けることができる。いずれの事例においても、譲受人の請求を受けた注文者は、譲渡制限特約の存在を理由に支払を拒むことができる。つまり、譲渡制限特約により確保されている注文者の相殺の利益が保護されることになる。ただ、②の効力構成を採る場合には、注文者以外の第三者は、譲渡の無効を主張することができるのかという問題が残される。現在は、譲渡制限に違反する譲渡の効力について絶対的無効説に賛成する論者が見られる。しかし、そもそも譲渡制限特約は、債務者を保護するための手段であり、そのために特約の主張権者を債務者に限定してよいはずである。

なお、譲渡制限特約は債務者を保護するための手段であるとしても、債務者の譲渡人に対する反対債権による相殺の抗弁を認めておけばよく、特約に債権譲渡を無効とする効力を認める必要性は感じられない。譲渡制限特約に強い効力を認めるべきではないというのは、建築工事の実務からも明らかである。建築業企業各類型保証金研究報告によれば、瑕疵修補に代わる損害額は、請負代金債権額の0.3%を占めている。例えば、3万円の損害賠償請求権による相殺の利益を確保するために、1000万円の請負代金債権に譲渡制限特約を付しておく場合である。この場合には、譲渡制限特約に違反する譲渡の効力を無効とすると、997万円の債権を不必要に譲渡人に固定しており、譲渡人にとって、譲渡制限特約の存在が債権譲渡取引の障害となり得る。そこで、譲渡制限特約の効力に関しては、特約に譲渡を無効とする効力を認めず、特約が債務者の譲渡人に対する反対債権による相殺の利益を保護するためのものであると解釈しておけば、一定のバランスがとれるといえよう。

2 売買代金債権

売買契約に譲渡制限特約が付されることも多い。そこで、以下では譲渡制限特約の目的及び合理性、またその効力に着眼して、売買代金債権に関する裁判例を検討することにする。

(1) 譲渡制限特約の目的及び合理性

裁判例においては、売買代金債権の譲受人からの請求を受けた債務者（買主）が譲渡制限特約の存在、さらに譲渡人（売主）の売買契約の債務不履行を理由に支払を拒むことが多い。譲渡制限特約は、債務者の相殺の利益を確保することを可能にするものであり、債務者にとっては実益を有する。そこで、譲渡制限特約により確保されている相殺の利益について典型的に検討する。

第1に、売買代金債権が譲渡され、その譲渡通知前に反対債権が発生したが、反対債権の弁済期は売買代金債権より後に到来する場合である。中国契約法のもとでは、反対債権の弁済期が譲渡された債権より先に又はこれと同時に到来する場合には、債務者は契約法82条により反対債権による相殺の抗弁を譲受人に対抗することができる。あえて譲渡制限特約を締結して売買代金債権を売主に固定する必要がない。しかし、反対債権の弁済期が売買代金債権より後に到来する場合には、相殺の利益はもはや契約法82条により確保されない。具体的には、譲渡通知後に売主が納品した目的物に契約不適合があり、買主は売主に対して損害賠償請求権を取得した場合、又は、買主は委託販売契約に売れ残った商品を返品して売主に対して反対債権を取得した場合には、買主の売主に対する反対債権による相殺の抗弁を認めないとすると、買主にとっては酷である。このような事態に備えて譲渡制限特約を締結して売買代金債権を売主に固定しておけば、買主の相殺の利益が確保されることになる。この点において、譲渡制限特約が売主にとっては実益を有するといえよう。

第2に、売買契約（以下「A契約」という）から発生する代金債権が譲渡され、譲渡通知後にその他の売買契約（以下「B契約」という）が締結され、買主はB契約に基づいて売主に対して反対債権を取得した場合である。実務では、売主は買主に対して基本契約に基づいて発注書と請書を発行する方法により個別売買契約を締結して商品を継続的に供給することが多い。そこで、買主はB契約に基づいて売主に対して反対債権（損害賠償請求権など）を取得した場合には、この債権による相殺の抗弁を譲受人に対抗できるかは問題となる。契約法83条は債務者の譲渡人に対する反対債権を譲渡通知前に生じたものに限っており、解釈論としてはそれを83条の枠内に収めるのは困難である。買主は相殺の利益を確保し

たいのであれば、譲渡制限特約を締結して売買代金債権を売主に固定する必要がある。そして、譲渡制限特約に第三者効を認めることに合理性がある。同様のことは、譲渡通知後にその他の契約が締結され、買主はこの契約に基づいて売主に対して反対債権を取得した場合にも妥当する。例えば、買主が商品の開発を目的として売主に融資する場合である。

（２）譲渡制限特約の効力構成

ここまで、譲渡制限特約の目的及び合理性を検討してきた。以下では、裁判例において譲渡制限特約の善意者への対抗の可否を確認した上で、譲渡制限特約に違反する譲渡の効力を検討する。

本稿が見た裁判例に関する限り、譲受人の主観態様に言及する裁判例は６件しかない（【４】【８】【１２】【２１】【４５】）。【４】において、裁判所は、銀行が専門知識のある金融機関として、債権を譲り受けようとするにあっては、売買契約に譲渡制限特約が記載されているかを調査すべきであるということを前提にして、銀行の善意主張を棄却した。これは、譲受人に調査義務を課するものである。しかし、【４】と同様に、売買代金債権が銀行に譲渡された【８】において、裁判所は、譲渡人が売買契約を銀行に交付していないとして、銀行は特約につき善意であると判示した。【１２】は、譲渡人は譲渡制限特約が記載されている売買契約を譲受人に交付した事案であり、裁判所は、譲受人が譲渡制限特約の存在を知るべきであるとした。【２１】において、裁判所は、譲渡人と譲受人との親族関係に着目して、譲受人が譲渡制限特約の存在を知るべきであるとした。【４５】においては、裁判所は、単に譲受人が譲渡制限特約の存在を知るべきであるとした。

譲渡制限特約の効力構成に目を転じると、譲受人からの履行請求を受けた債務者が譲渡制限特約を持ち出した場合に、裁判所は特約に第三者効を認めることが多い。譲渡制限特約に違反する譲渡の効力に関して、裁判例を、①債権譲渡は債務者に対して効力を生じないとする事例群（【２】【１２】【１９】【２５】【２６】【３４】【３５】【４５】【４７】【５０】【５１】）と、②債権譲渡は無効であるとする事例群（【３】【１０】【１３】【２２】【２３】【２４】【２８】【３９】【４３】【４４】【４８】【５３】）と、③譲受人は特約付き債権を取得できないとする事例群（【６】【１４】【２１】【３６】【３７】【５２】）に分ける。なお、単に譲渡人は特約付き債権を譲渡できないとする事例群もある（【４６】など）。

上記のような効力構成は、いずれも譲渡制限特約付き債権が譲受人に帰属しないという形で債務者の利益を保護しようとするものである。譲渡制限特約によって保護されているのは、債務者の利益である。譲渡人の債権者などが譲渡制限特約を持ち出して特約付債権を奪うという紛争は表面化していない。そして、譲渡制限特約は債務者の利益を保護するためのものであり、債務者以外の第三者が特約を主張することにより利益を得るのは、適当ではない。譲渡制限特約付き債権が譲受人に帰属しないということが債務者の利益保護を目的として導かれる法律効果であるのであれば、債務者の利益保護に必要な範囲内で特約の効力を認めておけばよい。譲渡制限特約に債権の帰属変更を妨げる効力を認める必要がなく、特約の効力について履行拒絶構成を採用する日本法の立場は、中国法においても検討する余地がある。すなわち、債務者は譲受人からの履行請求を拒んで譲渡人に対して弁済することができる限り、特約によって確保されている債務者の利益が保護される。とりわけ、債務者は譲渡人に対して反対債権を取得した場合には、債務者は譲受人からの請求を拒絶し、反対債権を自動債権として譲渡された債権と相殺することができる。このようにして、譲渡制限特約に強い効力を与える必要がないといえよう。

(3) 譲渡制限特約の効力制限

既に紹介したように、譲受人からの請求を受けた債務者が譲渡制限特約を持ち出した場合に、裁判例の多くは特約の第三者効を認める傾向が見られた。しかし、次のような場合に譲渡制限特約の効力を譲受人に対抗できないので要注意である。

第1に、売買契約に譲渡制限特約が記載されていたとしても、支払計画に特約がない限り、債務者は、譲受人に対して特約の効力を対抗することができないとの場合である。【30】はこれに属する。

第2に、売買契約に譲渡制限特約が記載されていたとしても、売買契約を終止する協議に特約がない限り、債務者は、譲受人に対して特約の効力を対抗することができないとの場合である。【41】はこれに属する。

第3に、約款の解釈規則により譲渡制限特約の効力を個別的に制限する裁判例がある。例えば、【11】において、売買契約には次のような条項が含まれていた。「Aは、Yの書面による事前の同意なしに、本契約、

又は本契約から発生する権利或は義務を他の団体又は人物に譲渡することができない。同様に、本契約または当事者間の他の契約から発生する利益、支払請求権その他の権利の処置（代辨、質入れ又は担保譲渡を含む）も、Yの書面による事前の同意を得なければならない。Yは、理由なく同意を拒否することができない」。裁判所は、「売買基本契約は、Yが重複使用するために予め作成された約款契約であり、基本契約11条には、Xの事前の書面による同意なしに契約上の権利義務を譲渡することができないとの意思表示だけでなく、契約上の権利義務の譲渡を制限することができないとの意思表示も含まれている。この条項は前後の意思表示が矛盾するため、約款を提供する側に不利な解釈によるべきである。すなわち、Xは当該契約から発生する債権を譲渡する権限がある」として、譲渡制限特約の効力を制限した。

第4に、譲渡制限特約の文言解釈により特約の効力を個別的に制限する裁判例がある。契約上の権利を譲渡できない旨を明記せずに、単に契約上の権利義務を譲渡できない旨を明記した場合に、権利の譲渡が制限されないと解釈される。例えば、【18】において、売買契約に次のような条項が含まれていた。すなわち、「Aは、Yの事前の書面による同意なしに契約上の権利義務を第三者に譲渡することができない」。裁判所は、債権の譲渡が制限されていないとして、譲受人の債務者に対する履行請求を認めた。しかし、裁判例の多くは、契約上の権利義務を譲渡できない旨の特約を債権の譲渡を制限する特約と解釈する傾向が見られる。【1】【7】【9】などはこれに属する。

3 保証債権

ここまで、譲渡制限特約付代金債権の譲渡に関する裁判例を検討してきたが、債務者は譲渡制限特約を持ち出した場合には、裁判所は債権譲渡の効力を無効とする傾向が見られる。他方、債権者と保証人の間で特約を結んで保証債権の移転を制限することもある。どうしてこのような特約を結ばなければいけないのだろうか。保証債権が主債権の譲渡に伴い譲受人に移転したとしても、保証人にしてみれば、所詮は元の保証が担保している範囲内で譲受人に対して保証責任を負い、その責任が加重されていないのだから、保証債権の移転を制限する必要があるのだろうか。

(1) 関連規定

担保法(1995年10月1日施行)22条は、「保証期間において、債権者が法に主たる債権を第三者に譲渡した場合に、保証人は元の保証が担保する範囲において、引き続き担保責任を負う。保証契約に別途約定があるときは、その約定に従う」とするのである¹²¹。これによって、主たる債権が譲渡された場合には、保証債権も譲受人に移転しており、保証人は元の保証が担保していた範囲内において譲受人に対して保証責任を負うことになるが、債権者と保証人の間で保証債権の移転を制限するための特約がされた場合には、保証人はもはや保証責任を負わないことになる(担保法司法解释(2000年12月13日施行)28条本文)。つまり、特約は保証人の担保責任を免除することを可能にするためのものである。そして、担保法司法解释28条ただし書によれば、この意味での約定には、「特定の債権者に対してのみ保証責任を負う」、又は「債権譲渡を禁止する」との特約が含まれる。しかし、国有銀行が金融資産管理会社に不良債権を譲渡し、あるいは金融資産管理会社が不良債権を買い上げ、処置した場合には、担保契約に「契約変更につき担保権設定者の同意を必要とする」又は「主たる債権の譲渡を禁ずる」との特約が付されたとしても、保証人は特約をもって譲受人に対抗することができない¹²²。保証債権が主たる債権の譲渡に伴い譲受人に金融資産管理会社に移転しており、保証人は原担保の範囲内において金融資産管理会社に対して保証責任を負う。

¹²¹ 保証債権の移転に関しては、民法典696条2項は、担保法司法解释28条ただし書の規律を明文化したものである。すなわち、「保証人と債権者が特定の債権者に対してのみ保証責任を負うこと又は債権譲渡を禁止することを約定していた場合に、債権者が保証人の書面による同意なしに債権の全部又は一部を譲渡したときは、保証人は譲受人の債権に対してもはや保証責任を負わない。」。しかし、ここには次のような2つの問題がある。第1の問題は、譲受人が譲渡制限特約につき善意である場合に、保証人が譲渡制限特約を譲受人に対抗できるかである。第2の問題は、保証人が譲受人に対して保証責任を負わないが、譲渡人に対して何らかの責任を負うかである。

¹²² 最高人民法院「金融不良債権譲渡案件審理についての工作座談会紀要」(2009年)。

（２）譲渡制限特約の効力

保証債権の移転を制限する特約が問題となる裁判例は２件しか見られない（【40】【49】）。【49】において、裁判例は、債権の譲渡が保証人に対して効力を生じないとする同時に、保証責任も免除されるとした。これに対して、【40】においては、保証人の特約による保証責任免除の抗弁が否定された。その理由として、①保証人の責任が加重されていないこと、②国有銀行が金融資産管理会社に不良債権を譲渡したような場合に、保証人は、特約をもって譲受人に対抗することができないことが挙げられる。

保証契約は、主たる債務の履行を担保するために締結されたものである。そこで、主たる債権が譲渡されたとしても、債務者に変化が生じない限り、債権譲渡によって保証人の地位は悪化しないはずである¹²³。譲渡制限特約により追及されている保証人の利益の内実については、検討を要する。従来の学説は、特約の第三者効の根拠を、保証債権債務関係を契約当事者に固定するという保証人の意思の尊重に求めることが多い。例えば、曹士兵は「司法解釈は、保証人と債権者間でなされた債権の譲渡を禁止する又は特定の債権者のみに対して保証責任を負うとの約定を承認し、債権者が約定に違反した場合、約定に保証人の保証責任を免除する効力を認めたのは、保証が信用保証に属しており、人と人の間の信用関係に基づくものであるからである。保証人は、特約の債権に対してのみ保証責任を負うこと又は債権譲渡を禁止することを約定したのは、その債権者との関係を固定したいからである。従って、保証人の意思を尊重すべきである」と説く。なお、実務では、保証人にとっては、「債権者が誰であるかは保証契約を締結する際に重要な動機」であり、こういう債権者でなければ保証契約を締結しないことがある。

上記のような見解に対しては、譲渡制限特約の第三者効について疑問視する意見がある。張谷は、立法論として特約の第三者効に否定的であり、「保証債権も譲受人に移転するが、保証人は保証契約の債務不履行を理由に譲渡人に対して損害賠償を求めることができる」と説く¹²⁴。た

¹²³ 曹士兵『中国担保諸問題の解決と展望』（法制出版社、2001年）126-127頁。

¹²⁴ 張谷「論債権譲渡契約と債務者保護原則」民商法学第6期（2003）7-8頁。

だ、保証人が譲受人に対して原担保の範囲内で保証責任を負う場合には、通常は損害はないはずである。また、韓世遠は、日本改正前法466条2項を参照にして特約が善意者に対抗できないと解する¹²⁵。譲受人が特約につき善意である場合には、保証債権も譲受人に移転し、譲受人は保証人に対して保証債務の履行を請求することができる。
がある。

ところで、保証債権について譲渡制限特約の第三者効を認める規定を置くのは、比較法の観点からは異例である。多くの法体系においては、保証債権の移転が債権譲渡に固有のものであるから、保証契約当事者の合意によって排除できないと考えられている¹²⁶。それを認めると、第三者は主たる債権を譲り受ける際に保証人に対して一々「あなたは、主たる債権が譲渡された場合であっても私との関係で保証人になってくれませんか」を確認しなければならないことになり、社会的にみると、効率的ではない。契約当事者の合意ではなく、制度としての効率性という観点からすれば、善意の譲受人を保護すべきであろう。つまり、譲受人が主たる債権を譲り受ける際に保証契約に譲渡制限特約が含まれていることを知らないときは、保証債権が譲受人に移転すると解するのである。

譲渡人以外の第三者と債務関係を持つことを避けたいという理由から譲渡制限特約が付された場合、保証人保護に必要な範囲内で譲渡制限特約の効力を認めておけば十分である。すなわち、保証人は譲受人からの請求を拒むことができるにもかかわらず、譲渡人に対して保証責任を負わなければならないとするのである。このように譲渡制限特約の効力を解釈すると、譲渡人にもはや帰属していない主たる債権についてその担保が譲渡人の下に残されることになる。これは、債権譲渡の事実を知らない債務者がすでに債権者でなくなった譲渡人に弁済することにより債務関係から解放されるという規律に似ている。

第5款 考察

ここまで、中国法における譲渡制限特約の生成過程、理論の現状、実

¹²⁵ 韓・前掲注3) 605頁。

¹²⁶ オーレ・ランドーほか・前掲注51) 66頁。

務運用を確認してきたが、次のことは明らかになった。

第1項 譲渡制限特約の第三者効と譲受人の主観的態様

譲渡制限特約の第三者への対抗の可否に関しては、3つのモデルが考えられる。すなわち、①特約の第三者効を貫徹するもの、②特約の第三者効を認めないもの、③第三者の主観的態様を分水嶺として特約の対抗可否を分けるものである。中国契約法79条には「債権の譲渡を制限する意思表示は、善意の第三者に対抗できない」といった類いの文言がない。単に契約法79条の文言からみれば、中国法は①のモデルに属する。これに対して、これまで学説の多くは、譲渡制限特約を善意の第三者に対して対抗することができないと解釈する傾向が見られた。しかし、従来の裁判例を網羅的に検討してみると、第三者の主観的態様に言及する裁判例がごくわずかであり、特約の第三者効を貫徹する裁判例は予測に反して数が多い。

第2項 譲渡制限特約と他の債務者保護規定との関連

債権が譲渡された場合に債務者は譲渡人に対して取得した反対債権による相殺の抗弁を譲受人に対抗することができるかは、実務では大切な問題である。実務では、債務者は、原因契約（売買契約、請負契約など）の債務不履行に基づいて譲渡人に対して損害賠償請求権を取得していることが多い。しかし、契約法83条では、債務者が譲渡人に対して反対債権を取得したとしても、その債権が譲渡通知後に発生する場合、又はその債権の弁済期が譲渡された債権より後に到来する場合に、債務者は、反対債権による相殺を譲受人に対抗することができない。債務者が相殺の利益を確保するためには、契約法79条により譲渡制限特約を締結して債権を譲渡人に固定するほかはない。しかも、実務では原因契約に譲渡譲渡特約が記載されることも多い。譲渡制限特約の効力をめぐる裁判例において、債務者は譲渡制限特約を持ち出した場合に、裁判所は譲渡制限特約に第三者効を与える傾向が見られた。もっとも、債務者は相殺の利益を確保するために譲渡制限特約を締結したのに、特約の第三者効を認めないとするならば、特約を締結する意味がなくなってしまうから、裁判所の判断に合理性があるといえる。中国法では、譲渡制限特約は、債務者

の相殺利益を確保することを可能にするものであり、債務者にとっては実益を有する。つまり、債務者は譲渡制限特約により相殺可能な領域を創出することができる。この点において、契約法79条を抗弁接続条項の一種と位置付けることができる。

第3項 譲渡制限特約の効力と債権種類との関連

中国法は、契約法79条において当事者の意思表示による譲渡制限を定めている。ただ、債務者は、譲渡制限特約の効力に基づき第三者に対していかなる制約を及ぼすことができるかは明らかではない。実務では、契約法79条をめぐって、特に問題となるのは、譲渡制限特約に違反する売買代金債権又は請負代金債権の譲渡の効力である。譲渡制限特約に違反する債権譲渡の効力については、裁判例を①債権譲渡は債務者に対して効力を生じないとする事例群と、②債権譲渡は無効であるとする事例群と、③譲受人は特約付き債権を取得できないとする事例群に分けることができる。いずれの効力構成のもとでも、譲渡制限特約に債権の帰属変更を妨げる効力が認められている。そこで、債務者は、特約に違反する債権譲渡をなかつたものとして行動すればよい。ただ、債務者は譲渡制限特約を持ち出して、譲受人からの履行請求を拒んだ場合に、譲渡人に対して弁済しなければならない。

他方、中国法は、担保法司法解释28条において、当事者は意思表示により保証債権の移転を制限することができる旨の規定を明記している。保証債権は、原則的に主たる債権の譲渡に伴い譲受人に移転するから、保証人は特定の債権者に対してのみ保証責任を負いたいのであれば、司法解释28条により保証契約に譲渡制限特約を付して保証債権の移転を制限するほかはない。保証契約に譲渡制限特約が付された場合に、主たる債権が譲渡されても、保証人は保証債権の移転をなかつたものとして行動することができる。しかも、保証人は、譲渡人に対しても保証責任を負う必要がない。中国法では、譲渡制限特約は、保証人の保証責任を免除することを可能にするものであり、保証人にとっては実益がないわけではない。司法解释28条をめぐる裁判例は少ないが、譲渡制限特約の第三者効が認められている。いずれにせよ、上記の売買契約や請負契約における利益状況とは異なる状況にあり、債権の種類によって譲渡制限特

約に込められている意味は異なっているのである。

第２節 アメリカ法の考察

第１款 コモンローの状況

かつて、コモンローでは債権が債務者と債権者の間の人的な絆であるゆえに、債権者は債権を譲渡することできないのが原則であった¹²⁷。アメリカ合衆国の諸州は、この原則を承継していたが、19世紀に入ると債権は原則として譲渡できるとされる。他方、アメリカ合衆国の諸州では、債務者と債権者が譲渡制限特約により債権の譲渡を制限することができるという原則が承認されていた¹²⁸。以下では、譲渡制限特約がどんな場面でいかなる事情から利用されているかという観点から、譲渡制限特約の利用実態を概観しておこう。

実務では、道路工事、建築工事、塗装作業に基づく債権に譲渡制限特約を付しているのが典型であり、映画配給契約等から発生する債権の譲渡も制限されている¹²⁹。譲渡制限特約の効力が争われる場面は、「二重譲渡や差押が行われるときのように同一債権につき両立しない権利を主張

¹²⁷ 木南敦「アメリカ合衆国における譲渡禁止特約の効力——統一商事法典9-318条4項の意義」法学論叢110巻4・5・6号（1982年）256-259頁、樋口範雄『アメリカ契約法（第2版）』（弘文堂、2005年）331頁。

¹²⁸ フランス法においては、民法典の原始規定に譲渡制限特約に関する規律が存在しなかったところ、2016年の債権法改正ではじめて譲渡制限特約の効力を明文で認めるに至った（1321条4項）。白石大「債権譲渡制限特約に関する法改正の日仏比較」瀬川信久先生・吉田克己先生古稀記念論文集『社会の変容と民法の課題（上巻）』（成文堂、2018年）529頁以下。

¹²⁹ フランス法においては、譲渡制限特約の効力に関する判例として、①破毀院民事部1853年6月6日判決、②破毀院商事部2000年11月21日判決、③破毀院商事部2002年10月22日判決が挙げられる。①は兵役代金証書に基づく債権の譲渡にまつわる事件であり、②及び③は請負代金債権の譲渡にまつわる事件である。また、①及び②において、破毀院は譲渡制限特約の効力に対して否定的であるが、③において、「債権譲渡を承諾していない債務者は、譲受人に対し、譲渡人との間の人的関係に基づく抗弁をもって対抗することができる」として、譲渡制限特約の第三者効を認めるに至った。白石・前掲注128）536-540頁。

する者の間で優先順位が争われる」場面（第1の検討場面）と、「債権の譲受人から請求を受けた債務者が譲渡制限条項を持ち出して支払を拒む」場面（第2の検討場面）と大別される¹³⁰。

上記の第1の検討場面において、裁判所は、譲渡制限特約は債務者（注文人等）を守る盾になっても後の譲受人がより有利な支払順位を確保するための武器にはならないとして、譲渡制限特約の主張権者を債務者に限定している。これに対して、上記の第2の検討場面において、裁判所は、「譲渡を制限するような条項があってもその効力がそのまま承認されない」¹³¹——譲渡制限特約の効力が狭く解釈される¹³²——傾向があった。具体的には、請負契約等に「譲渡が不可能である」ことを明確に示す言葉がない限り、譲渡制限特約は債務者と債権者間で効力を有するに止まり、債務者は譲渡制限特約を第三者に対抗することができないとされる。しかし、請負契約等に記載されていた譲渡制限特約がはっきりと「譲渡が無効であるというかそれと同じ内容のことを明確に示している」場合には、譲渡制限特約に違反する債権譲渡は無効とされる。

譲受人からの支払請求を受けた債務者は、上記のような場合において譲渡制限特約の存在を理由にこれを拒むことができるが、譲渡制限特約により追求されている債務者の利益が何であるかを検討する必要がある。譲渡制限特約の目的について、次のようなことが挙げられる。すなわち、①「譲渡を制限しておけば弁済をすべき相手方が変更することがないため債務者は弁済にかかる手数料や費用を最小限にとどめることができる」こと、②「あいまいな内容の譲渡通知を受けた場合のように、債務者は譲渡の効力を判断する必要がない」こと、③債務者は譲渡通知を受けた後は債権者（譲渡人）に対し別にこの債権者との取引から生じる権利または抗弁に基づく相殺を譲受人に対し主張できなくなるが、譲渡を制限しておけばこのような相殺を行うことができる」こと、④譲渡さ

¹³⁰ 木南・前掲注127) 262-268頁。フランス法においては、先に確認したように譲渡制限特約に関する判例は3件に尽きる一方、いずれも債権の譲受人からの請求を受けた債務者が譲渡制限特約を持ち出して支払を拒んだ事件である。

¹³¹ 木南・前掲注127) 264-268頁。

¹³² 平野晋『体系アメリカ契約法』（中央大学出版部、2009年）580頁。

れた債権が生じるもとになった契約の内容を変更する場合譲受人の同意が必要とされることがある。このとき変更が譲受人に不利であるため同意が得られないという事態を回避しうる」ことである¹³³。日本法から見ると、上記の①は㉗事務手続煩雑化の回避に対応すること、②は④過誤弁済危険の防止に対応すること、③は㉘相殺利益の確保に対応することであるが、日本法では④に言及する論稿が多くない¹³⁴。いずれにしても、コモンローにおいては、譲渡禁止特約は、契約調整の機会を確保するこ

¹³³ 木南・前掲注127) 259-260頁。フランス法においては、譲渡制限特約が債務者にとって実益があるかという点につき学説は対立している。リカリは、譲渡制限特約を契約自由の問題と捉え、特約の目的につき次のように整理している。すなわち、①「譲渡人は債務者との間で債権の発生原因となる取引を行っていたのに対し、譲受人と債務者との間にはこのような取引関係はなく、単に譲受人が債務者に弁済を求めるという財産的な関係があるにすぎないため、譲受人は譲渡人よりも厳しい権利行使を行う可能性がある」こと、②「債権の一部のみが譲渡されると債務者のコストが増加するし、訴訟になれば債務者は複数の債権者を相手にしなければならない」こと、③「債権が譲渡されると裁判管轄が変更になる可能性がある」こと、④「譲渡人が成年であり、本来であれば消滅時効が完成していた場合であっても、譲受人が未成年であれば消滅時効は完成しない」こと、⑤「債務者が譲渡人に対して同時履行の抗弁を有していた場合であっても、債権譲渡がされると、譲渡人に反対給付を履行するよう心理的圧迫をかけることができなくなる」こと、⑥「債務者に対して債務を負う者が譲受人となり逆相殺をすると、債務者が譲渡人に対して有していたはずの相殺の期待が害される」こと、⑦「債権譲渡によって職業秘密の保持に問題が生じるおそれがある」ことである。白石・前掲注128) 541-542頁。ドイツ法においては、譲渡制限特約は普及しており、その機能も多岐にわたる。①②⑤⑥⑦との関係では、ドイツ法においては、それぞれがa「鷹揚な債権者との関係でのみ義務を負担したい」こと、b「契約関係における『清算手続の明確性と一覽可能性を保つ』という意味での簡明化利益である」こと、c「将来における相殺可能性の保持ないしは、継続的取引関係の清算に関する利益である」こと、d「高度に個人的な結びつきを理由とする譲渡制限である」こととして検討される。他方、ドイツ法においては、フランス法にみられる「対抗要件制度の不存在を補完する機能が譲渡制限特約条項には認められる」。石田・前掲注18) 125-129頁。

¹³⁴ 池田清治「民法理論の構造と展開に関する実証的研究——パラダイム転換論の異議・役割・限界」(科研報告書、2003年) 23頁、同「債権の流動化と譲渡禁止特約の効力」高等法政教育研究センター年次報告書2 (2002年) 77-78頁。

とを可能にするものであり、債務者にとっては実益を有する¹³⁵。

第2款 統一商事法典における譲渡制限特約の効力

上記のコモンローの原則と異なり、統一商事法典は、一定の種類の債権につき譲渡制限特約を無効としているのである。例えば、1962年版の統一商事法典は、その9-318条4項において「勘定債務者 (account debtor) と譲渡人が当事者である勘定債権 (account) または契約債権 (contract right) の譲渡を禁止する両者間のあらゆる契約中の条項は無効である。」と定めるのに対して、1972年版の統一商事法典は、その9-318条4項において「勘定債務者と譲渡人の間のあらゆる契約中の条項が勘定債権の譲渡を禁止しまたは弁済期にあるか将来弁済期が到来する金銭の支払を目的とする一般無形財産 (general intangible) への担保権 (security interest) の設定を禁止またはこのような譲渡や担保権に勘定債務者の同意を要求する場合その条項は無効である。」と定める¹³⁶。現在の統一商事法典では、「口座、動産証書、支払受領権、および約束手形」の譲渡 (9-406条 (d))、「リース保有権または賃貸人の残余権」の譲渡 (9-407条 (a))、「約束手形、健康保険受給金受領権、およびその他一定の無体財産」の譲渡 (9-408条 (a))、「信用状の権利」の譲渡 (9-409条 (a)) につき譲渡制限特約は無効とされる¹³⁷。

¹³⁵ ドイツ法においては、譲渡制限特約の利用実態について「譲渡の事実を知りつつも、これまで緊密な取引関係にあった譲渡人に便宜を図るために、譲渡人に弁済することがある」。石田・前掲注18) 125-126頁。このようにしてみれば、債権が譲渡されその旨が債務者に通知された場合であっても、代金の事後的調整等もあり得るから、譲渡制限特約が契約変更の機会を確保するための手段であるといえよう。

¹³⁶ 木南・前掲注127) 270-271頁。

¹³⁷ アメリカ統一商事法典の翻訳として、田島裕『UCC2001——アメリカ統一商事法典の全訳——』(商事法務、2002年)があり、参照した。フランス商法典L.442-2条Ⅱにも、「生産者、商人、工業者、または手工業者名簿に登録された者」が債務者である債権につき譲渡制限特約それ自体を無効する旨の規定が見られる。白石・前掲注128) 545-546頁。これは、アメリカ統一商事法典と同じ方向での立法であると思われる。フランス商法典やアメリカ統一商事法典と異なり、ドイツ商法典では、「金銭債権に関しては、その債権の発生原因であ

他方、9-109条(d)により次のような譲渡が除外される。「従業員の給料、給与またはその他の補償の請求権の移転」、「事業が売却されたその1部としてなされた、口座、動産証書、支払金受領権、または約束手形の売買」、「取立だけを目的とした、口座、動産証書、または約束手形の売買」、「契約による支払受領権の譲受人への譲渡であって、当該の契約によりこの履行が義務づけられていたことでもあるもの」、「既存の負債の弁済の全部または一部に当てた、単一の口座、支払金受領権、または約束手形の譲受人への譲渡」、健康保険のヘルス・ケア供与者による、またはヘルス・ケア供与者に対する、譲渡及び当該支払金受領権の事後の譲渡を除く、保険約款に対する権利の移転または保険約款による請求権の譲渡」、「担保物であった支払金受領権に関して下された判決を除く、判決により表示された権利の譲渡」、「商事不法行為請求権以外の、不法行為から生じる請求権の譲渡」、消費者取引における預金口座の譲渡」等である。

譲渡制限特約を無効とする規定が適用されない場合には、譲渡制限特約がどのように解釈され、第三者効が認められていたであろうか。第2次契約法リステイトメントは、その317条2項において契約上の権利は「譲渡が契約によって有効に妨げられている場合」等を除き、譲渡することができるものと定める一方、322条2項において「当該契約に基づく権利の譲渡を禁止する契約条項は、別段の意思が表示されている場合を除き、以下の効果を生じる。(a) その条項は、契約全部の違反に対する損害賠償を受くべき権利、または譲渡人の全債務の履行期における履行から生じる権利の譲渡を禁止するものではない。(b) その条項は、譲渡を禁止する条項の違反に対する損害賠償を受くべき権利を債務者に与えるが、その譲渡を無効とするものではない。(c) その条項は、債務者の利益のためのものであり、譲受人が譲渡人に対する権利を取得すること、

る法律行為が双方当事者にとって商行為であるか、あるいは債務者が公法人または公法上の特別財産である場合には、譲渡制限特約に違反する譲渡も有効とされる」一方、債務者の利益を保護するために、「債務者は譲渡の事実を知っているかどうかを問わず、旧債権者（譲渡人）に弁済して免責を得ることができる」とされている（§ 354aHGB）。石田・前掲注18）193-197頁。

または、そのような禁止が存在しないかのように債務者が自己の債務を履行するによって消滅させることを妨げるものではない。」と定めている¹³⁸。これによって、明確な言葉を使用すれば債権の譲渡を制限することが認められることになる。なお、債務者以外の第三者に譲渡制限特約の効力を主張する利益が認められるかという点について、322条の公式注釈では「通常、契約による譲渡の禁止は、債務者の利益のためであり、このような場合に債務者が異議を唱えない限り、第三者は禁止された譲渡の無効を主張することができない。」として、第三者の無効主張に否定的である¹³⁹。

第3款 統一商事法典における債務者保護規定の内容

第1項 債務者の抗弁と相殺権

譲受人は、債権を取得するにあたって、①債務者と譲渡人の間の契約の条項、②当該契約を生んだ取引に基づいて生じた抗弁又は請求権、及び③その他の抗弁又は請求に服する（9-404条a項1-2号）。①においては、例えば、代理人は貸付債権を担保するために報酬請求権を譲受人に譲渡した場合に、譲受人が債務者と譲渡人の間の契約の条項に服しており、債務者により代理人に対して支払われた前払金を譲渡された報酬請求権から控除するのである（同項1号前段）。②においては、債務者は、当該契約を生んだ取引に基づいて譲渡人に対して反対債権を取得したときは、この債権による相殺の抗弁を譲受人に対抗することができる。そして、このことは反対債権が譲渡通知前に発生するか、譲渡通知後に発

¹³⁸ 松本恒雄「第2次契約法リステイメント（5完）」民商法雑誌95巻2号（1986年）140頁以下。

¹³⁹ The American Law Institute, Restatement of The Law Second Contracts 2d, Vol. 3, 33 (1981). ドイツ商法典の立法過程において、譲渡制限特約の効力につき「金銭債権の譲渡が債務者との約定により § 399Satz2にしたがって禁止されており、かつその金銭債権の原因となった法律行為が双方当事者にとって商行為であるか、債務者が公法上の企業もしくは団体である場合には、譲渡は債務者に対してのみ無効である。これに反する約定は無効である」旨の条文案が提案された。しかし、この提案は批判を浴び、結局採用されなかった。石田・前掲注18) 194頁。

生するかを問わない。これに対して、③においては、債務者は譲渡通知前に譲渡人に対して反対債権を取得した場合に限って相殺を譲受人に対抗することができる¹⁴⁰。コモンローのもとでは、譲渡制限特約は「債権者との別の取引から生じる抗弁及び相殺の主張を可能にする」ものと位置づけられたが¹⁴¹、統一商事法典のもとでは譲渡制限特約を無効とする規定が適用された場合には、債務者と譲渡人の間で譲渡制限特約が付されたとしても、債務者は特約を譲受人に対抗することができない。

次に検討の対象となる判例（1972年の判例）を確認していこう¹⁴²。事実関係は、次のようなものであった。1968年12月12日、YはAから合板を購入した。翌日、Aは売買代金債権をX銀行に譲渡し、その旨がYに通知された。他方、当該債権がXに譲渡された時より前に当該債権を発生させる契約とは別にAとYの間で合板を目的物とする2つの売買契約が締結されたが、合板の引渡しはAによって行われたことはなく、YはこれによってAに対して損害賠償請求権を取得した。Xからの請求を受けたYは、損害賠償請求権による相殺の抗弁をXに主張して支払いを拒絶したため、XはYを相手どって訴えを提起した。

¹⁴⁰ フランス民法は、その1324条2項前段において牽連する負債間の相殺を負債に内在する抗弁と捉えており、債務者は常にそれを譲受人に対抗することができる。これに対して、牽連しない負債間の相殺については、譲渡が対抗可能となる前に譲渡人との関係から生じたものに限って、債務者はそれを譲受人に対抗することができる（同項後段）。荻野奈緒ほか訳「フランス債務法改正オールドナンス（2016年2月10日オールドナンス第131号）による民法典の改正」同志社法学69巻1号（2017年）313頁。ピュール・クロック（斎藤由紀訳）「フランス法における債務法改正後の債権譲渡」ノモス39号（2016年）3頁。フランス法と異なり、ドイツ法においては「債務者が自己の給付を拒絶する権限を与える関連性のある反対債権を有しているが、その債権の満期が譲渡後にはじめて到来する場合、ならび譲渡の事実を債務者が認識した後に発生した債権による相殺は§406条によって許されないことになっている」から、相殺の利益を保護したいということが譲渡制限特約を付す動機になり得る。石田・前掲注18）126頁。

¹⁴¹ 木南・前掲注127）278-280頁。

¹⁴² Seattle-First National Bank v. Oregon Pacific Industries, Inc., 262 Or. 578 (Or. 1972)・500 P.2d 1033 Decided Sep8, 1972. 王軍『美國合同法案例選評』（對外經濟貿易大學出版社、2006年）426-438頁は、この判例を紹介している。

この事案において、裁判所は「Yが主張しようとする相殺または請求権は、Xに譲渡された債権と関連していない契約の違反に基づいて生じたものであるので、無関係の相殺 (unrelated set-off) である。そのため、YがXからの譲渡通知を受ける前に相殺が発生した場合においてのみ、Yはこれを主張することができる……当事者は、『契約の違反 [Aによる引渡しの失敗] は1969年1月3日またはその前後に発生した』と規定した。したがって、当該請求権はその時点で「発生した」。Yが譲渡の通知を受ける後に当該請求権が発生したため、相殺を成功に主張することはできない」として、Yの抗弁を否認し、Xの請求を認めた。

1972年版の統一商事法典において、債務者の抗弁及び相殺権については、譲受人は債務者と譲渡人の間の契約の条項とそれから生じる抗弁又は請求権 (9-318条1項 (a))、及び債務者が譲渡通知を受ける前に発生した債務者の譲渡人のその他の抗弁又は請求権 (同項 (b)) の対抗を受けるとされる。上記の事案に即してみれば、YのAに対して取得した損害賠償請求権は、譲渡された債権を発生させる契約と異なる売買契約に基づいて発生したものである一方、その発生時期は、譲渡通知後であり、9-318条1項により相殺が許される反対債権に該当しないから、Yはこの債権による相殺の抗弁をXに主張することができない。ここで注意すべきは、現行の統一商事法典はその9-404条a項1号において相殺に供される反対債権を譲渡された債権を発生させる契約から生じたものに限定していないということである。債務者が当該契約を生んだ取引に基づいて譲渡人に対して反対債権を取得した場合には、この債権が当該契約と異なる契約から発生するものであったとしても、債務者はこの債権による相殺の抗弁を譲受人に対抗することができるであろう。上記のような事案において、損害賠償請求権を譲渡された債権と同じ取引に基づいて発生したものとして捉えれば、債務者による相殺の抗弁が保護されることになる。

第2項 原因契約の変更

先に確認したように、コモンローにおいては、譲渡された債権を発生させる契約 (原因契約) を変更するときは、譲受人の同意が必要とされるから、原因契約の変更によって債権の価値が減少するため、同意が得ら

れないという事態を回避することが譲渡制限特約を付す動機になり得る。

統一商事法典は、譲渡制限特約の第三者効を認めない代償として、原因契約の変更に關する規定を置き、契約調整の機会を確保しているのである¹⁴³。すなわち、9-405条a項は、原因契約の変更が信義誠実になされた場合には、譲受人の同意なしの変更を認めている。より具体的にいえば、原因契約に基づく債権の全部または一部が履行によって完全に発生していない場合においては、債務者は、譲渡の通知を受けた後で行われた変更をもってすら譲受人に主張することができる（同条b項1号）。原因契約に基づく債権の全部または一部が履行によって完全に発生している場合においては、譲渡の通知があった前に債務者と譲渡人が原因契約を変更した場合に限って、譲受人の同意なしの変更が認められる（同条b項2号）。なお、譲受人は変更された契約により対応する権利を取得する。

また、第2次契約法リストイメント336条2項は、「譲渡された権利が反対約束の履行を条件とする限度において、譲渡の通知がなされていても、譲渡と信義に従い誠実にかつ合理的な商業上の基準（reasonable commercial standards）に従う債務者との間でなされた当該契約についての一切の変更及び代替（substitution）は、譲受人に対して効力をもつ。譲受人は、変更または代替された契約に基づく対応した権利を取得する。」として、原因契約の変更を認めている。1972年版の統一商事法典と同じように、第2次契約法リストイメントは、債務者が譲渡の通知を受けたかどうかにかかわらず、いかなる状況もとでも完全に履行され

¹⁴³ 原因契約の変更に関する規定がドイツ民法に存在しなかったが、実務では、債務者は「譲渡の事実を知りつつも、これまで緊密な取引関係にあった譲渡人に便宜を図るために、譲渡人に弁済することがある」。石田・前掲注18）125-126頁。例えば、継続性のある契約においては、譲渡の通知を受けた債務者は、譲渡人の資金調達上の都合により代金の一部を譲渡人に弁済することは十分に予想される。しかし、ドイツ法のもとでは、譲渡の事実が債務者に通知された場合には、債務者は譲渡人に弁済しても免責されず、つまり二重払いを強いられるとの危険があるから、このような危険を回避することが譲渡制限特約を付す動機となり得る。換言すれば、譲渡人の経済状況に応じた代金の事後的調整（原因契約の変更の1つ）に備えて譲渡制限制限が付されることもあり得る。

た契約の変更を有効にしていない。第2次契約法リステイトメントの公式注釈には、以下の設例が掲載されている¹⁴⁴。

〔設例1〕AはBの建設工事を請け負って、代金債権をCに譲渡した。CはBに譲渡の事実を通知した。Aは財政的に履行できなくなり、Bは、Aが履行できるようにするため、Aに前払いを行った。Bは、前払金を控除した後の残高についてのみ、Cに対して責任を負う。

〔設例2〕A社は、B社に20年間電力を供給する旨の契約を締結した。後で、Aは、Bが契約に基づいて支払うべき月額固定代金債権をCに譲渡した。10年後、Bは電力を必要とせず、AとBは、契約に基づくすべての履行を信義誠実に終了することに合意した。Bは、Cに対してその後発生する代金について責任を負わない。

継続的契約において、当該契約の履行過程において生じた状況により、契約の内容を変更する必要がある。上記の〔設例1〕においては、BはAの財務状況により請負契約における代金の支払いに関する条項を変更して一部代金をAに支払った¹⁴⁵。〔設例2〕においては、Aは電力を供給することが困難になったことがないが、電力の供給がBの経済状況により無意味になったため、BとAは、契約の履行を終了することに合意した¹⁴⁶。

第4款 考察

先に確認したように、統一商事法典は、一定の種類の債権につき譲渡制限特約を無効としている（9-406条等）一方、譲渡制限特約の効力を認めない代償として、債務者保護規定を設け、これまで譲渡制限特約によって保護されてきた債務者の利益を保護している。すなわち、債務者は、譲渡された債権を発生させる契約を生んだ取引から生じた債権を自

¹⁴⁴ The American Law Institute, *supra* note 139, at 78-9.

¹⁴⁵ 〔設例1〕は *Peden Iron Steel Co. v. McKnight* をアレンジしたものである。Grant Gilmore, *The Assignee of Contract Rights and His Precarious Security*, 74 *Yale L.J.* 245 (1962).

¹⁴⁶ 〔設例2〕は *Babson v. Village of Ulysses* をアレンジしたものである。Grant Gilmore, *supra*, note 145, at 267-7.

働債権とし、譲渡された債権を受働債権として相殺することができる（9-404条）。そして、このことは、自働債権が譲渡通知前に生じるか後に生じるかを問わない。また、譲渡通知後の状況の変化により譲渡された債権を発生させる契約を変更する必要がある場合において、契約の変更が信義誠実になされたときは、それは譲受人にも効力を有する（9-405条）。このような規律は後の立法例にかなり取り込まれている。例えば、国連国際債権譲渡条約20条、ヨーロッパ契約法原則Ⅲ11：204条及び11：308条、共通参照枠草案5：112条等にも同様な規律がみられる。

他方、譲渡制限特約を無効とする統一商事法典の規律が適用されない場合において、債務者は譲渡制限特約をもって譲受人に対抗する余地がある。第2次契約法リステイトメントのもとでは、契約の当事者には譲渡制限特約により契約に基づく債権の譲渡を制限する権利があるとされる（317条2項（c）号及び322条2項）。譲渡制限特約に違反してなされた債権譲渡は無効である。誰が譲渡の無効を主張することができるかという点は、条文上明らかではないが、第2次契約法リステイトメントの公式注釈は、譲渡制限特約は債務者を保護するための手段であることを前提にして無効の主張権者を債務者に限定している。同様な規律は、国際ファクタリング条約6条2項、ヨーロッパ契約法原則Ⅲ11：301条にもある。ただし、ヨーロッパ契約法原則Ⅲのもとでは、譲受人が譲渡制限特約を知らずまた知るべきであったともいえない場合には、債権譲渡は債務者との関係においても効力を有する。